

# 平成29年五條市議会第2回6月定例会（第3号）

日 時 平成29年6月13日（火） 午前10時 開議

## 議事日程

### 第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	吉 田 雅 範	<p>1 食肉処理加工施設(ジビエール五條)の現状について            (1) 現状と今後のジビエール五條の在り方について</p> <p>2 大塔町の復旧・復興について            (1) 道の駅・道路の現状と今後の在り方について</p> <p>3 入札方法について            (1) 入札方法の違いについて</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・技監・部長</p> <p>副市長・部長</p>
2	牧 野 雅 一	<p>1 大塔町の復興・振興について            (1) 進捗について            (2) 振興に向けた展望について</p> <p>2 陸上自衛隊駐屯地誘致活動について            (1) 市民の意識向上について</p> <p>3 福祉対策について            (1) 住宅環境の充実について            (2) 認知症対策について</p> <p>4 将来を見通したまちづくり計画について            (1) 人口の現状と今後の推移について            (2) 新庁舎建設事業に伴う総事業費について            (3) 市営墓地・養護老人ホーム花咲寮・学校適正化各事業費について            (4) 南奈良総合医療センターへの交通事情について</p>	<p>部長</p> <p>部長</p> <p>部長</p> <p>部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	牧 野 雅 一	5 市の財政状況について (1) 合併特例債充当見通しについて (2) 合併特例債を含む起債の償還時期及び償還見通しについて	部長
3	福 塚 実	1 入学準備金について (1) その後の取組について (2) 奨学金について  2 学校運営について (1) 教職員の勤務状態について  3 五條市土砂等の埋立て等の規制に関する条例について (1) 条例施行後の現状について  4 奈良県消防学校・広域防災拠点の進捗状況について (1) 県との取組について	部長  教育長・部長  部長  部長
4	宗 部 康 寛	1 新庁舎建設計画について (1) アクセス道路の計画及び進捗状況について (2) 庁舎の基本設計の具体的な内容について  2 京奈和自動車道大和御所道路について (1) 開通の時期について (2) 橿原高田インターチェンジから高田バイパスへのジャンクションの計画について  3 陸上自衛隊駐屯地の誘致について (1) 進捗状況について (2) 今後の防衛省への要望活動等について	市長・部長  市長・部長  市長・部長
5	大 谷 龍 雄	1 少子化対策優先の学校づくりについて (1) 全児童を対象とした給食費の助成について	市長・教育長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大 谷 龍 雄	<p>(2) 子供医療費助成事業に関する窓口負担の無料化について</p> <p>(3) 就学援助対象者の入学準備費の入学前の支給について</p> <p>(4) 大学の給付型奨学金の拡充についての政府への要請について</p> <p>(5) 就学援助制度全体の市民への定期的な報告について</p> <p>2 憲法を生かした学校教育について</p> <p>(1) 憲法から考えた道徳の教科化の問題について</p> <p>(2) 憲法から考えた新学習指導要領の問題について</p> <p>3 地震に強い安全便利で節約された新庁舎の建設について</p> <p>(1) 五條市の基本計画の重点について</p> <p>(2) 設計業者と契約した基本計画の重点について</p> <p>(3) 五條市と設計業者の責任による施工管理について</p> <p>4 食糧の安全や日本農業等の重要性から考えた種子法廃止問題やTPP断念の政府への要請について</p> <p>5 マイナンバー制度における情報漏えいの危険性と経費負担について</p> <p>(1) 特別徴収税額決定通知書へのマイナンバー記載の中止について</p> <p>(2) マイナンバー制度に関するこの間の経費について</p>	<p>市長・教育長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二 報第 四号 平成二十八年年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について
- 第三 報第 五号 平成二十八年年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について
- 第四 報第 六号 専決処分報告、承認を求めることについて（平成二十八年年度五條市一般会計補正予算（第六号））
- 第五 報第 七号 平成二十八年年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第六 報第 八号 平成二十八年年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第七 報第 九号 平成二十八年年度五條市墓地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第八 報第 十号 平成二十八年年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第九 報第 十一号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）
- 第十 報第 十二号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）
- 第十一 報第 十三号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）
- 第十二 議第二十九号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第十三 議第三十号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 第十四 議第三十一号 五條市立学校設置条例の一部改正について
- 第十五 議第三十二号 五條市墓地条例の一部改正について
- 第十六 議第三十三号 五條市教職員住宅条例の廃止について
- 第十七 議第三十四号 平成二十九年年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

一 番 養 田 全 康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	市長	副市長	教育長	理事	技監	市長公室長	総務部長
太	堀	山	田	八	田	田	和
田	内	内	田	田	田	田	田
好	成	伸	和	祥	剛	明	明
紀	吉	起	宏	護	友	明	明

二番	三番	四番	五番	六番	七番	八番	九番	十番	十一番	十二番
平	牧	宗	吉	窪	岩	福	山	吉	益	大
岡	野	部	田	本	塚	口	田	田	田	谷
清	雅	康	佳		耕		雅	吉	龍	龍
司	一	寛	正	秀	孝	実	司	範	博	雄

事務局職員出席者

速記者	事務局主任	事務局係長	事務局次長	事務局長	土地開発公社事務局長	財政課長	企画政策課長	秘書課長	会計管理者	水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監
柳ヶ	芳田	辰巳	井筒	坂口	上田	西本	西峯	中本	松本	松本	泉谷	森川	松井	平田	井上	稲次	竹本	山本
瀬	田	巳	筒	口	田	本	峯	本	本	本	谷	川	井	田	上	次	本	本
五	佳	大	昭	慎	幸	久	久	賢	智	武	進	義	和	耕		裕	勝	修
美	子	輔	則	一	則	雄	美	二	美	士	治	彦	永	一	昭	美	治	二

午前十時再開

○議長（吉田 正）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに十番吉田雅範議員の質問を許します。十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範質問席へ〕

○十番（吉田雅範）おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告の順番どおりに食肉処理加工施設（ジビエール五條）の現状について、現状と今後のジビエール五條の在り方について。

二番に大塔町の復旧・復興について。道の駅・道路の現状と今後の在り方について。

三つ目、入札方法について。入札方法の違いについて御質問させていただきますので、理事者各位にはよろしくお願い申し上げます。

初めに、食肉処理加工施設、ジビエール五條の現状について、今後のジビエール五條の在り方についてお尋ねしたいと思います。

現在、農林政策課におきましては、鳥獣の様々な被害について取り組んでいただいております。金網柵であったり、また電気柵であったり

しております。アライグマ・鹿・イノシシなどの捕獲用のおりも市の方で設置していただいておりますので、農家の方々は大変喜んでおり感謝しております。引き続き、おりまたはテキサスゲートの支援をお願いしたいと思いますが、今後の農林政策課におきましての検討事項としていたしまして、柵、テキサスゲートについてお尋ねしたいと思っております。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十八年度は五條吉野土地改良区で防護柵六キロメートルとテキサスゲート四箇所を整備いたしました。

平成二十九年度は防護柵三キロメートルとテキサスゲート三箇所の整備を計画しております。

テキサスゲートに関する事業は、五條吉野土地改良区と連携して行っております。

今後と同様に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）ありがとうございます。

是非とも続けて、柵・テキサスゲートの支援をよろしくお願い申し上げます。

続きまして昨日ですか、ほかの議員さんが捕獲頭数の質問をされておりましたので、私の方では割愛させていただきました。アライグマを除いた鹿、イノシシの昨年の食肉として販売した数量、または頭数、それだけお尋ねしたいと思っております。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の平成二十八年度捕獲実績は、イノシシ捕獲数は四百九十七頭、搬入数二百三頭、搬入率四一パーセントであります。

鹿捕獲数八百頭、搬入数八十四頭、搬入率七八パーセントであります。

市場に流通いたしました平成二十八年度の食肉流通量は、イノシシ二、三一六キログラム、鹿九七五キログラム、合計三、二九一キログラムであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） ありがとうございます。

大変素晴らしい実績を上げていただいておりますことに感謝いたします。

そこで、それは市のおりで捕獲された、精肉として加工された今言っていた量はそうですね。はい、分かりました。食肉以外の肉の量というのは分かりますか。

また、処分方法等お尋ねしたいと思います。頭数で結構です、キログラム数じゃなしに。

○議長（吉田 正） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市が捕獲した平成二十八年度の食用外捕獲獣はイノシシ二百九十四頭、鹿二十四頭、合計三百十八頭であります。

食用外捕獲獣は、現在廃棄しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 廃棄ということですが、有害な動物といえども一つの大切な命でありますので、余すところのないように、捨てる肉を加工して販売するというようなことを考えておられるのか。またその加工施設の整備を私といたら早急に考えていただきたいのですけれども、今後ペットフードや飼料などに加工される施設は考えておられますか。

○議長（吉田 正） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

食肉処理する過程で発生する精肉以外の部分については、ペットフード店に提供するなど、いただいた命の活用を可能な限り行っております。

新たな加工施設を整備する補助金については、交付金の対象になりますが、国の交付要領によると投資効率、費用対効果が一・〇以上であるという決まりがあるので、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 一・〇ということですからけれども、前向きに検討していただきたいと思えます。

そしてペットフードや飼料として販売していくことが有害な動物であっても供養につながるると同時に、やはりその命の大切さを、身を持ってやっていたきたいと思います。

そこで私の方からお願いなんですけれども、ジビエール五條の施設の横にでも供養碑、又は慰霊碑などを供養のために建てていただきたいと思うのですが、どういってお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

ジビエール五條は、いただいた命を大切に思う思いで業務をいたしております。

将来、ジビエール五條の敷地内におきまして鳥獣の慰霊碑を建て、その前で有害の駆除によって捕獲された鳥獣の霊を祭られたら良いなあというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 是非ともよろしく願います。

続きまして、大塔町の復旧・復興についての質問にまいりたいと思えます。

木質チップ生産施設整備事業の今後の取組なんですけれども、紀伊半島大水害から復旧・復興と地域振興を進める上で、林業振興を避けては通れないと思っております。被害を受けられたデイサービスセンターの跡地に五條市バイオマス構想の一環として木質チップ生産施設を建設する事業が、国からの補助金が不採択となったわけなんですけれども、しかし林業振興と地域振興には欠かせない事業だと思えます。

そしてまた、その事業は大塔町のみならず西吉野町のきずみ館の木質ボイラーにも関係いたしますので、是非とも前向きに木質チップ生産施設整備事業を進めたいと思えます。強い思いがありますので、どうかよろしく願います。

次に、道の駅吉野路レストラン活用による帝塚山大学の「テツカフェ」施設利用についてお尋ねしたいと思います。

施設利用料及び光熱水道費等の利用料はどうなっていますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十七年四月より帝塚山大学と本市において、道の駅活性化と学生の就労体験型実習を目的に連携協定を結んで「テヅカフェ」として毎週日曜日に運営していただいております。

施設の使用につきましては、光熱水費等の経費及び使用料はいただいておりますが、毎年三十万円を一般財団法人大塔ふる里センターへ売上の中から御寄付をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今支所長の方から三十万円いただいているということで、大変テヅカフェは好評ということも聞いておりますし、いろんなジビエ肉、また柿なども利用していただいているということも聞いております。

それで、また電気にしても水道にしてもメーターが二つあるわけでもないし、それでいただけたらいいかなというふうに思っております。次の質問にまいりたいと思います。

次に、大塔町において市道に永年にわたり不法駐車しているバイクがあると連絡がありまして、四月末ごろでしたか、連絡があつて、現場まで五月八日に行ってきた次第であります。その帰りに大塔支所へも寄らせていただいて、こういう事案があるのを把握しておられるのかというのを聞かせていただいたのですけれども、そのことについて答弁お願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

篠原地区住民が市道敷に単車を駐車し、地域の住民や工事車両等の通行の妨げになっているとの相談があり、大塔支所といたしましても地元自治会長と相談しながら数回にわたり本人と出合い、交渉し現在も注意喚起をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 大変苦勞されておるといふことも、そのときに聞かせていただいたのですけれども、現在も連絡を取り合つて現場確認など

をしていただいておりますけれども、なかなか退けていただけないというのが現状でございます。

そこで部長、若しくは技監に市道の管理者としてお尋ねいたしますけれども、今のようなお話を聞いてどう思われますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十番吉田雅範議員の御質問にお答えします。

道路管理者としましては、行政指導を繰り返しても所有者が指導に従わない場合は、道路法第七十一条第一項第一号に基づき、監督処分を命ずることを発し撤去していただくことになるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）なかなか私も行かせてもらったときに、何人も居てない集落でそうやってトラブルがあるというのは大変遺憾だなというふうに思っておったわけなんですけれども、しかし幾ら……私もその方の知り合い、一の友達というか知り合いにお願いして撤去の方をお願いしたのですけれども、それでも聞いてもらえなかったということでありました。大変大塔支所も苦労されておりますので、不法駐車にもなり住民の皆様やまた釣り客、そしてその先には林道があつてお仕事をされる方が毎日通られ、それをいちいち避けてくださいよと、勝手に退けては怒られるというような状態ですので、また五條警察署とも協力していただいて行政指導の方よろしくお願いしたいと思っております。

次、三番目に入札方法についてお尋ねしたいと思います。

入札には一般競争入札、指名競争入札、随意契約と様々な入札がありますが、本市での一般競争と指名競争入札の区別、または審査基準についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正）辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

地方自治法の規定により市の工事等の請負契約は一般競争入札、指名競争入札、または随意契約の方法により締結するものとされています。一般競争入札は、条件等を公示し、条件に合致する業者からの入札を受け入れる方法です。

指名競争入札は、参加することができる資格を有する者のうちから、入札に参加させようとするものを指名し、入札を行わせる方法です。

随意契約は、競争の方法によらないで任意に特定の相手を選択して締結する契約方法で、地方自治法施行令第百六十七条の二の規定に該当

する「少額の契約」、「競争入札に適しない契約」などがあります。

続きまして、本市における工事等の競争入札の基準は、指名競争入札については五百万円未満の土木工事、二千万円未満の舗装工事、四千万円未満の建築工事、その他の工事、業務委託となっております。

一般競争入札は五百万円以上の土木工事、二千万円以上の舗装工事、四千万円以上の建築工事を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今部長の方から基準を言っていたのですけれども、その基準は県と併用しておりますか。それと本市は何を基準に入札方法を区別しているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

入札方法の基準に関しては、土木工事では県と同じ金額で一般競争入札と指名競争入札を執行しております。

建築工事及び舗装工事では県とは基準金額は異なりますが、一般競争入札と指名競争入札を執行しております。基準金額以上は一般競争入札で、未満では指名競争入札となっております。

土木工事での基準金額は県と同じ五百万円、建築工事での基準金額は県では一千万円、市では四千万円、舗装工事の基準金額は県では一千万円、市では二千万円となっております。

設計などのコンサルタント業務では、県は一千万円以上で一般競争入札を採用しており、五條市では全件指名競争入札により入札を執行しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 分かりました。

それでは、入札審査会では副市長が一番トップをなされておるといふことでお尋ねしたいんですけども、し尿処理場施設クリーン・オアシスの入札内容、契約方法について実施設計業者及び管理業者と建設業者を教えてくださいませんか。

○議長（吉田 正） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

クリーン・オアシスの入札方法ということで、本体工事では設計施工一括方式の発注方法を採用し、一般競争入札で受注者を決定いたしました。

受注者につきましては、本体工事につきましては、w i n g株式会社大阪支店であります。管理業務につきましては、株式会社日産技術コンサルタント奈良営業所であります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 御存じのように十二月定例会、私の一般質問の中で、百九十六箇所のクラック、ひび割れが確認されましたという報告、または経過報告を受けたわけなんですけれども、その辺については確認されていますね。

○議長（吉田 正） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

クラックにつきましては確認をさせていただいています。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 今定例会中に厚生建設常任委員会でもた報告をいただくようになっていきますので、私の方からそこら向こうは触れずに置いておきます。

次にですけれども、ごみ中継施設建設設計業務委託業者について落札者をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

落札者は、株式会社日産技術コンサルタントでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 開札日は確か平成二十九年四月十二月に開札があったと思うのですけれども、それ以前に談合情報とか、遅れた理由について……、開札を遅れたというのを聞いているのですけれども、それは事実ですか、それとも私の勘違いですか。

○議長（吉田 正） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

当初二十九年の三月三十日に入札、開札の予定でございました。その前日に怪情報がありましたので、いったん中止をさせていただきます。

そして入札につきましては、延期という措置を取らせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 次の質問にいくわけなんですけれども、五條市建設工事等請負契約に係る指名停止及び措置要綱について、「適切な施工を確保するため、指名停止についての措置を定める」とありますけれども、指名停止措置要綱はどのようになっているのかお答え願えますか。

○議長（吉田 正） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今議員おっしゃっていただきました、指名停止措置要綱の目的につきましては市発注工事の適正な施工を確保するという事で、入札参加資格者の指名停止について必要な措置を取ること、要綱を設けさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 指名停止までの措置にはいかなくても、実際に現在までの報告ではクリーン・オアシスにおいて、クラックが百九十六箇所というのを以前から聞いております。それにもかかわらず一般競争入札ではないのに、日産技術コンサルタントを指名競争入札に参加させたのはどうしてですか、またその理由を御説明願いますか。

○議長（吉田 正） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

まず要綱の中で指名停止につきましては、指名停止というはっきりとした事実が確認されなければ停止措置にはなりません。よって入札の審査会におきまして、確認がない限り、…指名停止という処分がない限り入札から外すことはありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） やはり疑わしきは罰せずかも分かりませんが、やはりこういう事案があつて議会の方でも附帯決議まで付けて、今後のクリーン・オアシスのクラックについて説明願いますように言つてありますので、その業者をやはり白黒はつきりしてはいないとはいへ、入札に参加させるのはいかなものかなと思つたわけなんですけれども、副市長の見解はどうですか。

○議長（吉田 正） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

先ほどお答えさせていただいたように、要綱に基づいて審査会の合意に基づき指名停止ではないということを確認させてもらった中で、今回入札の方に参加いただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） これがもし、仮定の話ですけれども、またぞろ設計で中継所にそういう事案が生じた場合に五條市の方としての、し尿処理場、中継所、どういう形を取られるんですか。

○議長（吉田 正） 榎内副市長。

○副市長（榎内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

仮の話ではございますけれども、要綱によれば基本的に契約後に指名停止するかし等がしっかりと確認されて指名停止になつても、それは契約としては有効であると、契約前であれば市長がそれは除く、取り消すということになっておりますので、それに従つて事務を進めさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） その点も十分に踏まえて今現在クリーン・オアシスにおいては現実にごさいますので、厚生建設常任委員会のために、十五日ですか、はっきりすると思いますので、その辺も踏まえて今後の指名競争入札のときには充分注意していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田 正） 以上で十番吉田雅範議員の質問を終わります。

次に三番牧野雅一議員の質問を許します。三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一質問席へ〕

○三番（牧野雅一） 議長からの発言の許可をいただきましたので、三番牧野雅一の一般質問を通告に従い始めさせていただきます。

最初に、大塔町の復興・振興の進捗についてでございます。

改めまして、平成二十三年九月の紀伊半島大水害によって、被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、尊い生命を失われた方々の御冥福と、いまだ安否確認ができていない四名の方々の一日も早い発見をお祈りするものでございます。

被災からはや五年九箇月の月日が流れており、大塔地域の将来の展望を私の各定例会一般質問で毎回お尋ねしているところでございます。

三月定例会に「地域振興」で御答弁いただいた「大塔町の復興状況」・「誘客促進の仕掛けづくり」・「老朽化施設等の整備」・「公共施設の有効活用」などについて現在の取組、進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正） 泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十三年九月に大塔地区が甚大な被害を受けました、紀伊半島大水害からはや五年九箇月が経過いたしました。

現在も引き続き国土交通省、林野庁、奈良県が一丸となって復旧作業に取り組んでいただいております。復興が順次進んでいるところであります。

本市におきましては、被災しました宇井地内におきまして、小規模住宅地区改良事業計画に基づき、（仮称）宇井トイレ等建設工事、市道宇井線、市道川西線の道路・緑地整備工事に着手し、事業進捗に取り組み、平成二十九年三月末に完了いたしました。

次に「老朽化施設の整備」の道の駅トイレ改修につきましては、部分的な補修を随時行ってまいり、平成二十九年度において改修予定であ

りましたが、最低限の改修のみでも高額な費用が必要であり、国や県の補助金導入による施工を目指すこととし、平成二十九年度は内壁を中心とした専門業者による洗浄等を行う予定となっております。

国の補助事業につきましては、現在採択条件に該当する補助事業がございませんが、今後も補助事業の導入に向けて調査・検討を行ってまいります。

また、県においても平成二十八年度に道の駅調査を実施しておりますので、問題解決に向けた事業が行われるよう要望を行っております。

また、星のくに・ふれあい交流館周辺におきましては、観光客の通過点にならないよう当初計画しておりました電飾広告塔の仕様を変更し、昼夜問わずPRするため、星のくににつきましては経年劣化のある既設看板を撤去し、星のくにをモチーフとしたインパクトのある案内看板の設置とともに、特色ある顔出し看板の設置完了し、利用者による携帯電話・スマートフォン等からの情報拡散を期待するものであります。

また、ふれあい交流館案内看板につきましては、既設案内看板を通行客へのインパクトのある看板として設置し、更なる集客力の向上に取り組んでまいります。

次に、現在休校となっております大塔小・中学校の「公共施設の有効活用」につきましては、大塔町公共施設活用検討会議等で検討し、現在もいろいろな角度から利用を模索し、関係部署と検討を重ね取り組んでいるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（二三番の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）それでは二つ目の大塔町の復旧・振興における今後の振興に向けた展望についてでございます。

先ほど答弁の中にありましたように、紀伊半島大水害より五年九箇月を迎え、復興が進んできている中、地域の今後を見据えた振興に向けた展望についてお尋ねいたします。

○議長（吉田 正）泉谷大塔支所長。

○大塔支所長（泉谷進治）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

宇井地区における小規模地区改良事業計画の事業は、地域住民の思いから早期完成を目指して取り組み、平成二十九年三月末に完成いたしました。

また、被災を受けましたデイサービスセンター跡地の利用につきましては、林業振興につながる地域の独自産業化の事業として、関係各課と協議を重ね、地域住民の皆様の意見を重視しながら、検討の結果、平成二十九年補助採択に向けて協議し、近隣町村と連携を図り、地域住民の皆様の意見を重視しながら検討の結果、平成二十九年補助採択に向けて協議をし、近隣市町村と連携を図りながら木材を供給することで、荒れた山林、集落に迫る山林、土砂災害の発生、有害獣による畑、里山の被害防止を行い、大塔町の復興の一つとして取り組んでまいりたいと考え、地元大塔町公共施設活用検討会議の同意の下、本年度（仮称）木質チップ生産整備事業の予算計上をさせていただき、本交付金の趣旨目的が大規模な森林資源の利活用となっており、本市の計画しておりました事業は中小規模の取組であるため、不採択となりました。これからも大塔町の復興と地域の林業を進めるべく、さらに国・県及び関係部署と再度検討を重ねてまいりたいと考えております。

また今後の大塔町を見据えた地域の公共施設についても利活用を地域住民の声を聴きながら、地域住民の憩いの場となるような施設整備に取り組み、大塔町に活力を取り戻すとともに交流人口の増加が見込まれるような仕掛けが必要であると考えます。

最後に、復興・振興につきましては、今後も地域住民・関係機関とともに協議・検討を重ねながら、住民の皆様が安心して生活できるよう、全力で地域の復興・振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（二三番の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） ただいま答弁いただきました。先ほど吉田議員も少し触れられておりました木質チップについて、第一回三月定例会で議決しました本年度（仮称）木質チップ生産施設整備事業の予算計上ですが、本交付金の趣旨目的である大規模な森林資源の利活用となっており、計画しておりました事業は中小規模の取組であることから、不採択との答弁ですが、本年度当初予算で一億一千八百万円を計上されている中で、市としては事業実施、また予算減額等について、今後の予算方針をお聞かせいただきたいと思っております。

予算計上の方針と今後の市としてお考えを踏まえまして、山田理事にお尋ねいたします。

○議長（吉田 正） 山田理事。

○理事（山田和宏） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、春に御報告させていただいたように、不採択となったところでございます。

現在のところ代わる補助金についての国への要望等も大塔支所の方で行っていただいで、採択が可能かどうかというのを検討しているとこ

ろでございませう。現時点ではまだどうするかどうかという結論に至っておりませんが、今後、いったん予算計上いただいたということで、現時点では、現計画のまま進めていけるように関係各所に協議してまいりたいと思っております。

以上でございませう。(「三番」の声あり)

○議長(吉田 正) 三番牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一) 木質チップ生産施設の整備につきましては、大塔町の地域振興のみならず、本市の林業振興につながる大切な事業であると考えませう。

当初は補助金の不採択となりましたが、違った制度なども利用して、地域の皆様の意見を取り入れながら、知恵を絞って全庁一丸となって取り組んでいただくことが振興につながり、地域を輝かせることが五條のまち全体の光になると考えませう。

今後大塔町に活力を取り戻すような仕掛けづくりを模索・研究していただきますようお願いしませうして、次の質問に移らせていただきます。二つ目の陸上自衛隊駐屯地誘致活動について、市民の意識向上についてでございます。

現在、奈良県防衛協会五條支部が、予想される南海トラフ地震など奈良県内の災害発生時に備え迅速に対応できる陸上自衛隊の拠点設置の重要性を説き、「五條市に陸自駐屯地を！」の横断幕等を設置するなどの誘致気運を高めるべく取り組んでいただいております。ごさいませう。

我々議会においても、誘致のための特別委員会を設置し、多数の議員が防衛協会五條支部会員にも加入し、行政とともに官民一体となって取り組んでおるところではございませうが、多くの市民の皆さんからは、「自衛隊はいつ来るの」「ゴルフ場のところに来るんやろ」と、市民の方の中には、五條市に陸上自衛隊の駐屯地設置が決まっているというような認識が深まっておるように見受けられます。

今後、駐屯地誘致に関して市民の方々に正しい認識を持ってもらう必要があると思われませうが、市として市民の意識向上に対する所見をお聞かせいただけますか。

○議長(吉田 正) 山本危機管理監。

○危機管理監(山本修二) 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

陸上自衛隊駐屯地誘致活動における市民の意識向上についてでございますが、議員お述べのとおり、駐屯地設置が決まったようなこととおっしゃられる市民の方もいらっしゃいます。しかし、現時点におきまして、防衛省は奈良県に陸上自衛隊駐屯地の設置を決定しておりませう。

そのため、市といたしましては、県と連携して政府要望を行い、現在、自衛隊展開基盤確保のための調査費が平成二十六年から四箇年連続して予算化されております。

主な誘致気運醸成活動といたしましては、自治連合会毎の駐屯地見学、奈良県防衛協会五條支部への誘致気運醸成委託事業により「五條市に陸自駐屯地を！」の横断幕やのぼりの設置、車両貼付のマグネット等による誘致気運の醸成に努めていただいております。市民の皆様への駐屯地誘致の意識向上につきましては、これまでの施策を継続するとともに、駐屯地の設置が決定していない現状でありますので、市としてもさらに工夫を重ね、市民の皆様方の誘致気運の醸成にまい進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番「の声あり」）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）なぜ、今更ながらこのような質問をさせていただくかと言いますと、ある市民の方が、最近の国会中継で、「奈良県に駐屯地の設置計画があるのか。」と質したのに対し、「そのような計画はない。」という一コマを御覧になられたようで、「本当に駐屯地設置が可能なのか。」と、御指摘を受けました。

答弁にありました奈良県が五條市に整備を予定している広域防災拠点を自衛隊が利用するための調査費が平成二十六年から四箇年連続して予算化されており、その進捗をお知らせすることは大切なことでありますが、誤解を招くお知らせではなく、現状を明確にお知らせし、一人でも多くの市民の皆様に誘致活動に参加していただける体制の構築を行政が中心となって、官民一体となって取り組むことが、肝要であるということ、御提言申し上げます、次に移ります。

三つ目の福祉対策についてでございます。

まず、一つ目、住宅環境の充実についてであります。

平成二十六年十二月議会と平成二十七年十二月議会、さらに二十九年三月議会と過去三回、私たちのこのまちをいろいろな形で支えてきてくださった高齢者の方々のお住まいについて一般質問させていただきました。

「御高齢の方々の住宅に対する支援などについての御質問ですが、具体的な進捗はございません。」「関係部署が連携し、五條市としての施策の方向性を出すように取り組んでまいりたいと考えています。」と、そのとき、そのとき、このような答弁をいただいております。

また市営住宅においては、「市営住宅は、公営住宅法及び五條市営住宅条例により運営されており、基本理念として生活困窮者への住宅の

提供を目的としており、現在、高齢者の方々のみの配慮は難しいと考えておりますが、都市整備部といたしましても政策としてどのように取り組むべきか、全庁的に考えていかなければならない問題と認識しております。」と、三月にこのような答弁をいただいております。

そこで都市整備部長にお尋ねいたします。どのように取り組まれるのか答弁願えますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）三番牧野議員の御質問にお答えします。

市営住宅にお住まいで六十五歳以上の高齢者の方の割合が高い中で、今後ますます高齢者の公営住宅に関してのニーズが高まることが予想されます。

その中で現在、市営住宅の空き部屋が百九十九部屋あり、そのうち耐用年数が過ぎているものを除いた、入居可能件数が二十七部屋ございます。毎年、入居募集により入居していただいている件数は十件前後となっております、今後は、その空き部屋に希望される多くの方々に入居していただけるような手法について考え、また県内の市営住宅を管理している自治体などの運営方法を参考に組み組んでまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（二三番の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）市営住宅に応募される方々は高齢者の方々だけでなく、公営住宅法及び五條市営住宅条例の基本理念から生活困窮者であると思受けられます。

その応募される市民の要望は、きれいな住宅環境を望まれているとは思いますが、その前に住む空間の確保を望んでおられるのではないのでしょうか。

空き室に対して規定の修繕は必要でそれには予算も伴ってくることは分かって申し上げます。限られた予算の中で、一人でも多くの応募者の要望、すなわち入居にこたえていただけますよう創意工夫されますことが、ひいては高齢者の方々を含めた生活困窮者の福祉対策につながり、先の議会で答弁いただいた「全庁的に考えていかなければならない問題と認識しています。」ということにもつながると思われま。真に取り組まれますことをお願いしまして、次に移ります。

大きな三の二つ目、認知症対策についてでございます。

先の十二月議会及び三月議会的一般質問において、認知症施策について、その重要性、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）による取組などを御案内し御提言申し上げたところではありますが、その後の市としての取組、今後の取組計画について担当部署のお考えをお聞かせ願います。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十九年年度における認知症対策につきましては、認知症の発症予防から生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような相談・医療・介護サービスを受ければよいのかを示した「認知症ケアパス」を作成し、市民向けに周知していく予定をしております。

また、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症初期でのサポート体制の整備を行う予定をしております。

さらに、一人でも多くの人に認知症についての正しい知識を得てもらうための「認知症サポーター養成講座」を、市職員や自治会などの地域住民を対象に計画的に開催し、誰もが認知症の人やその家族を支援していくという意識啓発を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（二三番）の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）ただいまの答弁にありました「認知症サポーター養成講座」には職員の皆様にも積極的に参加をお願いし、その認識を高め、また必要性を庁外へと発信していただけるよう取り組んでいただけると、市民の皆様にもその重要性が浸透していくものと思われれます。

改めて申し上げます。国では担当の厚生労働省を始めとする十二の省庁が協力し合っておられます。決して他人事で済ますのではなく、それぞれの立場、観点から全庁的に取り組むべき問題であるということを再度、御認識いただけますようお願いしまして、次に質問に移ります。四つ目、将来を見通したまちづくり計画について。

（二）の人口の現状と今後の推移についてでございます。

国の総務省から出された資料の中に「少子高齢化・人口減少社会」とあり、その内容を少し御紹介いたしますと、我が国の人口については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」における出生中位推計を基に見てみると、総人口は、二〇三〇年（平成四十二年）の一億一千六百六十二万人を経て、二〇四八年（平成六十年）には一億人を割って九千九百十三万人となり、二〇六〇年（平成七十二）年には

八千六百七十四万人になるものと見込まれている。また、生産年齢人口（十五〜六十四歳の人口）は二〇一〇年の六三・八パーセントから減少を続け、二〇一七年には六〇パーセントを割った後、二〇六〇年（平成七十二年）には五〇・九パーセントになるといわれています。それに対し、高齢人口は二〇一〇年（平成二十二年）の二千九百四十八万人から、団塊の世代及び第二次ベビーブーム世代が高齢人口に入っただ後の二〇四二年（平成五十四年）には三千八百七十八万人とピークを迎え、その後は一貫して減少に転じ、二〇六〇年には三千四百六十四万人となる。そのため高齢化率は二〇一〇年の二三パーセントから、二〇一三年には二五・一パーセントで、四人に一人を上回り、五十年後の二〇六〇年（平成七十二年）には三九・九パーセント、すなわち二・五人に一人が六十五歳以上となることが見込まれている。

このように我が国は、今後人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、この中で新たな経済成長に向けた取組が不可欠であるというふうにあります。

そこでお尋ねしたいと思います。本市における人口の現状と今後の推移について答弁願います。

○議長（吉田 正） 竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、住民基本台帳の人口を年度毎に申し上げますと、平成二十八年三月末現在で三万二千三百五十人、平成二十九年三月末現在で三万一千七百九人で、人口は減少傾向にあると思われれます。

五條市人口ビジョンに示されております人口推移によりますと、二〇二〇年で約三万人、二〇四〇年には、約二万五千人、二〇六〇年には、約二万二千人とされております。

なお、平成二十七年に行われました国勢調査での人口を申し上げますと、三万九百九十七人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 現状の国勢調査を基本に今答弁いただいたと思うのですが、私なりに調べた二〇一〇年度の国勢調査人口は約三万五千人で、今の答弁にあった二〇二〇年度約三万人、十年で約五千人の減少が見込まれているのに、その二十年後の二〇四〇年までは二万五千人と、その後二〇六〇年までの二十年で約三千人の減少と、今答弁いただいた減少率にはいささかちよつと……、それが正しいのかなど、疑問を感じるところであります。それはさておき、いずれにせよ、国全体が新たな経済成長に向けた取組が不可欠であるという中、本市にお

いても特に生産年齢人口（十五〜六十四歳の人口）比率は全国平均より低くその減少は国全体よりはるかに早い状況であると推察されます。

その将来の見通しを、誤った資料をもとに見誤ることなく様々な事業に取り組みますことを御提言申し上げ、次の質問に移ります。

小さい二番、新庁舎建設事業に伴う総事業費についてお尋ねいたします。

昨日の平岡議員、益田議員への答弁では新庁舎建設事業費は約六十五億円とありましたが、新庁舎整備事業は御承知のとおり建物だけでなく、昨年三月議会において我々議会が移転に同意した際に市民の皆様の大多数の声を反映した議会からの附帯決議が議決されております。

その周辺街路整備について、旧岡中線・岡口三号線・須恵一号線・岡口六号線から本町六号線に掛かる道路の四路線がございます。それらも含めた事業が新庁舎整備事業と考えます。よって、それぞれの路線の整備進捗状況とその事業費について昨日の益田議員に対する答弁で旧岡中線一億円、岡口三号線二億八千万円とありましたが、この試算額には用地費も含まれているのでしょうか。

残り須恵一号線及び岡口六号線から本町六号線に掛かる道路についての道路設置における試算額及び今後の予定を現時点で分かる範囲で改めて答弁願います。

○議長（吉田 正）平岡都市整備部長。

○都市整備部長（平岡耕一）答弁の前に一言おわび申し上げたいことがあります。

今回、平岡議員の答弁にて新庁舎の概算事業費についてお示した経緯についての御説明をさせていただきますと思います。新庁舎建設特別委員会での（議場に声あり）……

三番牧野議員の御質問にお答えします。

昨日、平岡議員の御質問に御回答させていただきました庁舎建設費の総額が今六十五億円、それと新庁舎のアプローチ道路の市道四路線に掛かる概算が十億と試算しました。

それでは道路についての詳細を申し上げます。

新庁舎東側の市道旧岡中線でございますが、工事延長三〇〇メートルで、事業費約一億円を見込んでおります。

次に新庁舎敷地北側を東西に結ぶ市道岡口三号線でございますが、工事延長約二七〇メートルで、事業費約二億八千万円を見込んでおります。

残り二路線でございますが、今後検討する路線であり、事業費の算出はいたしておりませんが、岡口三号線の事業費を一メートル当たりの

整備費に換算した場合、須恵一号線には工事延長二七〇メートルで、約二億八千万、そして市道旧岡中線と国道三一〇号を結ぶアプローチ道路ですが、工事延長三七〇メートルとした場合、約三億八千万となるところです。よって道路の整備事業の総合計は、十億円と試算しております。

以上、答弁とさせていただきます。(「三番」の声あり)

○議長(吉田 正) 三番牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一) その前に、今言うた、あとの二つも答えていただいたので、その中に今おっしゃっていただいた整備費の中に用地購入費も含まれておるのかどうかということをお答えいただけますか。

○議長(吉田 正) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) あくまでも市道岡口三号線の一メートル当たりの整備を換算したものですので、用地費は含まれていると考えますが、あくまでも概算となっております。

以上、答弁とさせていただきます。(「三番」の声あり)

○議長(吉田 正) 三番牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一) 用地交渉もまだ進んでいない中、今後地権者の方と交渉するに当たってこの範ちゅうで納まるのか、またそれ以上に膨れるのかは不確かなところだと思います。なるべく事業費の縮減に努めていただけるような工夫を凝らした道路の整備事業に取り組んでいただけたらと思います。

昨日の答弁ではね、建設費の財源は合併特例債で、賑わい広場は過疎債とのことですが、この賑わい広場の事業費の試算額をお尋ねいたします。

○議長(吉田 正) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 三番牧野議員の御質問にお答えします。

現在賑わい広場につきましては、事業費の約四割程度であると考えています。その中で外構費や基盤整備事業費などの事業費から考えまして約九億六千万ではないかと想定しております。あくまでも概算の数値となっております。

以上、答弁とさせていただきます。(「三番」の声あり)

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）昨日の答弁でね、庁舎の建設事業費の総額が道路の整備を除いて約六十五億円と、その前に我々一般質問の通告を出して、その後の聞き取りのやり取りの中で七十九億円という数字が出たように思います。その差額十四億円、これは不確かな現状での誤差やとは思いますが、余りにも大きな誤差を明言されたのかなど、でもそんな間違いをどう言うつもりはございません。ただやっぱりこの庁舎事業に関しては先般の特別委員会でも申し上げたとおり、行政だけでなく議会も市民の方もやっぱり五條市民一丸、一つになって取り組んで行かなければならない事業であるのかなと思いますので、そういった大切な事業に対してそういう不確かな間違いを犯すことなく、しっかりとした根拠をもとにして今後の計画を進めていただきますようお願いいたします。

ちよつと今、道それたんですけれども、先ほど頂戴しました総額六十五億円という資料、今賑わい広場が九億六千万円ですか、このうちの六十五億円の中にこの九億六千万円も含まれているのか、別に六十五億円プラス九億六千万円が必要なのか、いずれでしょうか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）三番牧野議員の御質問にお答えします。

先ほどこよつと私言葉足らずのところがありました、賑わい広場につきましても総事業費の中では約二十四億円、そのうち五條市の負担分として約九億六千万円を見込んでいます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）部長ね、これ余り公開するなという資料で、これ見て質問させてもらってええということだったので、これを見るんですけども、この二十四億円という数字がどこにあるかな。今総事業費二十四億円って言うてはったけど、何の総事業費なんですか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）三番牧野議員の御質問にお答えします。

申し訳ありません、数字一桁読み間違っていました。二億四千万円（笑声）申し訳ございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）部長ね、改めて元の質問に戻ってください。この賑わい広場の整備費が九億六千万円と先ほどの答弁があった中で、庁舎の

建設費六十五億円の中に含まれておられるのかおらないのかだけ教えてください。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）三番牧野議員の御質問にお答えします。

含まれています。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今、皆笑って許してもうと思えますけれども、やっぱり大切な市民の皆様からお預かりしている税金を費やした事業、大切な事業です。そういう安易なね、人ですから間違いはあるかと思えますけれども、ましてこういう場でそういう桁を読み間違えるであとかいいうことは余り好ましくないと思います。今後お気を付けいただきたいと思えます。

先般の特別委員会でもお話させていただきましたが、新庁舎整備事業は理事者も議会もそして市民の皆様においても、皆が一つになり取り組むべき事業であります。

したがって、理事者が一方的に進めるのではなく、新庁舎建設特別委員会とも、連携時には市民の皆様も交えて協議をしながら進めるべきであると考えます。

次に移ります。

小さい三つ目、市営墓地・養護老人ホーム花咲寮・学校適正化各事業費について、お尋ねいたします。

まず市営墓地の方から願います。

○議長（吉田 正）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

現時点での墓地本体に係る概算費用としては、約三億円を見込んでおります。

遊歩道の整備や植樹等に係る墓地周辺整備に関する概算費用は約一億円を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）稲次あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（稲次裕美）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

養護老人ホーム花咲寮整備事業につきましては、用地購入費として一億五百四十三万一千五百六十八円、新施設の調査・設計に係る費用として約六千四百万円、建設工事に係る費用としては、平成二十八年五月の「五條市立養護老人ホーム花咲寮整備基本計画」の中の概算事業費として、土木工事費三千万円、建築工事費八億八千二百二十五万円、工事監理費一千三百四十万円、備品購入費四千四百一十二万二千元で、事業費の合計は約十一億四千万円と現在のところ試算しています。

また、引越しに要する費用につきましては、現在のところ算出しておりません。引越しの内容・規模について検証した後、具体的な金額を試算してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（三番「の声あり」）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）この花咲寮の移転事業に関しましては、現状の老朽化した施設で劣悪な環境から少しでも早い時期に生活居住空間の環境を改善してあげるべきやという事で、皆前向きに協議して、当初想定では十四億数千万円と高額な試算をされておって、様々な協議を経て工夫をし、当初九億五千万円まで縮減したというように記憶しております。

今の答弁ではまた増額されています。今後この事業費が今以上、上がるには上がるの理由があると思われませんが、今後の事業費が今以上に膨れ上がらないような配慮を望みます。

次、学校適正化各事業についてお願いします。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

学校適正化事業の学校工事費につきましては、昨年十月に策定いたしました五條市学校適正化基本計画素案の立地適正化一案、二案をそのまま試算しますと、改修と長寿命化改築の場合、どちらの案とも約五十七億円の試算となります。

この場合の財源としては、国庫補助金が三分の一、三分の二が起債対象となり、そのうち七割に交付税措置があり、残りの三割が実質負担となります。これにより、全事業費の二〇パーセントの約十一億四千万円が市の負担と試算されます。

以上、答弁とさせていただきます。（三番「の声あり」）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）学校適正化においては、子供は国の宝であると昔から言い伝えられ、私もそのように考えています。私自身もこのまちで育まれた者として、今現在育まれている子供たち、これから将来、育まれるであろう子供たちにとって、より良い教育環境の整備は大変重要であると考えます。

市の財政状況を鑑みながら健やかな環境づくりをお願いいたします。

今幾つかの、市が進めようと考えます大型事業を尋ねさせていただきました。

先の三月議会において当初予算案の可決に伴い山口予算委員長から上程された「現在、五條市においては、人口の減少、高齢化、少子化等様々な要因により、高齢者福祉介護福祉等の福祉関係予算が増大している。また、新庁舎建設事業、花咲寮整備事業、さらには今後必要となる学校適正化による学校の改修等多くの事業を抱えている。一方、財源である市税及び合併算定替えの縮減を含む普通交付税の減収が見込まれる中、平成二十九年度予算においても、八億円の財政調整基金を取り崩して予算を組んでおり、長期的な展望がなく計画性の乏しいものが見受けられる。今後の予算編成においては、理事者並びに職員が一丸となって、英知を持って効率的で無駄のない予算編成を行い、次世代に大きな負担を残さない健全な財政運営を強く求めるものである。」という附帯決議が全会一致で議決されております。

その議決を十分に尊重され、次世代に大きな負担を残さない財政運営をもとに、これまでこのまちを支えてくださった御高齢の市民の皆様、このまちで生まれる子供たちのためにも、将来を見通したまちづくり計画に取り組みますことを切にお願いしまして、次に移ります。

小さい四つ目、南奈良総合医療センターへの交通事情についてでございます。

昨日の一般質問で、平岡議員、山口議員の質疑と多少の重複になりますが、私なりの観点からお尋ねいたします。

南奈良総合医療センターへの通院に関しては、平成二十七年九月議会、平成二十八年十二月議会、平成二十九年三月議会でも質問しました。平成二十七年九月議会では、「五條病院に通院していた人も南奈良総合医療センターに通院しなくてはならなくなり、高齢者などの交通弱者が病を患って病院に行く手段として、利用者に対して利便性のある体制の構築」をお願いしました。

平成二十八年十二月議会では「病院の経費負担割合から、病院の収益が上がれば五條市の負担が少なくなることから、通院の手段をより良いものにするを考えなければならず、地域公共交通との連携が不可欠である。利便性を高め、帰りの便も含めて新病院へのアクセスを良くすることの必要性と積極的な取組」を訴えてまいりました。

先の平成二十九年三月議会では「病を患っている人にとって少しでも便利な運行を心掛けてほしい」とお願いし、「病院に行きたくても帰りのバスがないから行けないといった市民の潜在的なニーズを把握して計画を立てていただきたい」といったことを要望させていただきました。

先の議員の質問と重複しますが、まずは、理事者側も要望、ニーズが多いと考えている午後三時以降の便を速やかに導入することで、利便性が向上し、五條市民が南奈良総合医療センターを利用しやすくなり、「南和の医療は南和で守る」の基本理念のとおり、より身近で信頼できる病院、安心して住み続けられる拠点の一つと感じていただけるのではないかと考えますが、理事者側の答弁を求めます。

○議長（吉田 正） 辻田市長公室長。

○市長公室長（辻田祥友） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

通院ラインを増便する場合の手続きなどについては、先の一般質問の答弁のとおりでございます。

高齢社会を迎え、安心して住み続けられるためには、安心して受診できる病院の存在と、交通網の整備により、利用しやすい環境づくりが不可欠です。南奈良総合医療センターが五條市民にとって一層受診しやすい医療機関となり、ひいては市民の健康・福祉の向上につながるよう、関係部署とも連携してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（二三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） 南奈良総合医療センターへの通院手段におきましては、複数の議員から質問、関心が増えるということは、それだけ市民、利用者のニーズが高く、多いということであると考えます。

御高齢になられた方々を含めた交通弱者と呼ばれる方々の立場に立った福祉の精神を持って、他の部署とも連携を取って利便性を高めていただけますことを願いしまして、次に移ります。

五つ目の市の財政状況についてであります。

先の三月議会において市民の貯金、借金としてお尋ねいたしました。今回はまず、小さい一として合併特例債の充当見通しについてであります。

御存じのとおり合併特例債は、元利償還金の七割が地方交付税に算入される地方債であって、本市のような合併自治体にとっては、大変有

り難い、また有利な財源であります。

全国津々浦々の合併団体では、この合併特例債を活用し、新しい「まちづくり」に取り組んでおられることは既に御案内のとおりであります。一方ではその償還が大きな負担となっている事例も少なからず報告されていることも事実であります。

先般、そうした団体の一つである兵庫県篠山市へ、総務文教常任委員会で行政視察させていただきました。所属委員の皆さんとともに伺いし、その実情について御指導をいただいたところではありますが、篠山市さんでは約二百十億円の発行限度額に対して、百八十億円近くの合併特例債を起債し、各種大型公共事業を推し進めた結果、一時市債の返済が年に約五十億円に上り、地方交付税の縮減なども相まって、危機的な財政状況に陥り、住民サービスなどにも多大な支障を来したとの説明を受けましたところでもあります。

こうした中、篠山市さんでは、市民団体などに対する各種補助金の大幅カットや職員の皆さんの退職勧奨及び十年間にわたり職員の給料を一〇パーセントも削減を強いるなど、本市に置き換えると想像を絶する大変大きな犠牲のもと、官民一体となった財政再建に取り組まざるを得なかったようにございます。

現在では、一定の成果が見えてきておるようですが、これは決して対岸の火事ではないとの思いを強くしたところでもあります。そこで、まず伺いたいします。

これまでの本市の合併特例債の起債額と新庁舎整備事業を始めとした今後の合併特例債の充当見通しについて、理事者側の答弁を求めます。  
○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）三番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、平成二十九年三月末における合併特例債の発行状況でございますが、四十六億九千三百四十万円となっております。

次に、今後の見通しでございます。主に新庁舎整備事業並びに当該関連事業に対する活用を予定してございまして、庁舎本体の整備を始め、建設用地の埋蔵文化財発掘調査、さらに当該用地の購入費等々への充当を見込んでおるところでございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今後、合併特例債は庁舎建設への充当が見込まれているとの答弁であります。同じく先般の視察先である富山県射水市では、電算関係や引越しの経費など、合併特例債の対象外経費は約八億円が必要となったとの説明を受けております。

そこで質問ですが、本市では、都市整備部長の答弁では明確な試算はまだなされておられないとのことであつたと思われませんが、五億円から八億円くらいの費用が必要であるのかなと思われまます。

そこでその財源はどのようにして確保するのか、その見通しについての答弁を願います。

○議長（吉田 正） 和田総務部長。

○総務部長（和田剛明） 三番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

合併特例債の対象外経費として今後想定される経費でございますけれども、まず特例債の充当残の五パーセントというのがございます。それから、移動可能な備品、電算関係の経費などございまして、議員お述べのようにこれらの所要額に関しましては、一般財源の充当というふうになってまいります。

ただいま議員の方から富山県射水市の事例を御紹介いただきました。本市の場合にありましても、恐らく同等程度の一般財源の確保というのが必要になるものというふうに考えてございます。そのための準備でございますけれども、今後、特定目的基金などへの積立というのが必要になってくるというふうに考えてございます。

このことから、より一層、行政経費の節減というものを図りまして、積立に必要なつてまいります一般財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） ただいま総務部長より合併特例債の対象とならない電算関係の経費などについては、今後、基金などへの積立を行い、一般財源でカバーするとの答弁をいただきました。本年度の予算編成などの状況を考えたときに、本当に可能ですか。それもなかなか厳しいのではと思われまます。

先般の新聞報道によれば、山添村の新庁舎整備事業では、約十一億円の建築費用に対して約三億円の過疎債が充当されているようでありまます。

以前から、過疎債と合併特例債を比較した場合、交付税措置などにおいて、過疎債が合併特例債より有利な起債であるとの説明をいただいておりますが、一般財源による負担を少しでも抑制するためには、本市の庁舎整備においても過疎債の活用ができないものでしょうか。

原則として、庁舎整備においては、過疎債は活用できないと認識しておりますが、今般の山添村の事例のように、いろいろな工夫の中で、過疎債を活用する方策がないのか、答弁を求めます。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）三番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

一般財源を少しでも削減していくことのために、合併特例債に頼らず、ただいま御紹介をいただいておりますような山添村さんのような事例のように、より有利な起債の充当というのは今後必要になってくるというふうに考えてございます。

山添村を始めといたしまして、他団体の事例、こういったものを十分これから検証をいたしまして、交付税措置率の大きい過疎債、あるいは緊急防災減災事業債、こういった有利な起債がどこかの部分で充当が可能か否か、こういったことについて検討を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）極力市の財政、言うたら市が持っている貯金を取り崩しながらでも市が持っている自由になる財源ですよね。それに極力圧力の掛からないような、かといって無理な、幾ら有利な財源とは言え、債と付いている以上は返さないかんお金であるので、その辺を、上手にバランスを見て取り組んでいただけたらと思います。

次に、昨日の他の議員の質疑と重複する部分があるかもしれませんが、改めてお伺いしたいと思います。

合併特例債を含む起債の償還時期・償還見通しについてお伺いいたします。

本年度の一般会計当初予算において、起債の償還に係る予算、いわゆる公債費については、市税とほぼ同額の約三十億円が計上されております。今後、新庁舎の整備を始め花咲寮や五條インターチェンジ周辺整備など、合併特例債のみならず多額の起債の借入が必要となってきましたが、今後、この償還がピークを迎える時期、また、この返済に係る経費はどうような推移をたどることになるのか、さらに健全な財政運営にはどのようなことに留意する必要があるのか答弁を求めます。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、平成二十八年度末における一般会計に属する市債残高でございますが、約二百六十四億三千三百万円となっております。

このうち、地方交付税において措置される約百七十七億四千万円を差し引きますと、実際の市債残高でございますけれども、約八十六億九千万円となっております。

次に、今後の推移でございますが、新庁舎や花咲寮、さらにごみ処理中継施設整備事業など、現状で見込める概算事業費を見込んでいった場合に当然多額の借入が必要となってくるというふうに判断をしております。

このことから、市債の償還につきましては一時的に増加が見込まれ、平成三十三年度には本年度の約一・三倍に当たる約四十億円が必要となる、こういった見込みを立ててございます。

こうした状況に対処していくために、経常収支比率や実質公債費比率の財政指標に留意をしていくとともに、経常経費の削減はもとより、国あるいは県の補助金の確保に加えて、遊休資産の売却などによる新たな財源の掘り起こしを積極的に推進するなど、必要となる一般財源の捻出につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今、遊休資産の売却など新しい財源を掘り起こすと、言葉はきれいですけれども、もうお金ないさかいに家にあるもの売らなしゃないんやというような状況にあるん違いますか。

それも踏まえて、先の三月の私の一般質問の理事からの答弁において「歳出の約一六パーセントを占める公債費の抑制につきましては、財政措置がありましても現状の課題であるというふうに認識しております。」と答弁いただきました。

また、平成二十六年十二月議会的一般質問において、「過去・現在・今後の財政状況」と通告し、当時の理事の前任者である青山智博理事からの答弁で「平成二十八年度以降、交付税の合併算定替えに伴う影響等もございます。特に地方債年度末残高でお話いただきましたが、特に公債費を注視していく必要があると思っております。といいますのは、これが実際償還金ということで毎年度市が借金を返していく必要があるということ、歳出として計上されていくものでありますので、当然この公債費の動向を十分注意し、また歳入面、特に交付税の動きについては十分注視して対応していく必要があるということで、議員お述べのように非常に厳しい状況が平成二十八年度以降続くという認識は当然持っております。」というような答弁がありました。

それに加えて、昨年度、今年度と市民の皆様の貯金である財政調整基金を切り崩した予算編成を余儀なくされている今、答弁にありました「平成三十三年度には、本年度の約一・三倍に当たる約四十億円の償還が必要となる見込みである。」と、このような状況の中、本当に五條市の財政状況が今後、健全でいられるのか非常に心配するところでございます。

そこで山田理事の所見をお伺いいたします。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

御案内のように、平成十七年に市町村合併によりまして新しい五條市が誕生いたしました。その際、国の制度として交付税の優遇措置、それから今お話しありました合併特例債、さらには過疎対策事業債も含めまして財政措置がすごく優遇されてきた時代を来ております。

近年整備しているものにつきましては、これらの恩恵に預かって比較的負担が少ない中で整備ができてきたところでございます。御案内のように平成三十二年度をもちまして合併特例債の発行というのは期限を迎えてきます。さらには平成三十二年度が一つの過疎対策の法の期限でもございます。その先を見通しますとかなり厳しいと言った状況には変わりがないのかなと思っております。

今後留意すべきは、今お話のありましたような将来的な見通しの中で市民に負担を過度に残さないということが大変大事かなと思っております。そんな中で来年度予算編成に向けまして、まだ構想段階ですけれども、新たな編成方針、編成の手法なんかも検討していこうというところで、今財政担当と話をしているところでございます。

答えになっていないような話でございますけれども、鋭意努めてまいりたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思えます。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）いろんな国の政策によって優遇された時代は通り過ぎようとしているのかなと、かと言って国もそう素っ気なく地方を見捨てるということもなかるうと思えます。ただやっぱりいつまでも国の有利な支援に頼っておるのではなく、やっぱり我々五條市としても、頼っていかねばやっつけいけないのは分かっていますけれども、やっぱり自分らの足でしっかり進んでいくという姿勢を持って、財政運営に励んでいかなあかんと違うんかなと思います。

前段にも申し上げましたが、合併特例債や過疎債は市町村にとって大変有利な財源であることは申し上げるまでもありません。

しかし、その有利な財源とは言え、過度な活用によって、危機的な財政状況に陥った自治体が存在することも先ほど御案内させていただきました。

先般、当市の人口約倍近く、人口の減少率は当市に比べ約三分の一の県内の桜井市において当市と同じくして「新庁舎三十二年度完成へ」とマスコミ発表がありました。建設地は現庁舎西側、建設費は約四十億円、熊本地震を受けた国の新たな有利な制度を活用するとありました。また、今回の幾つか質問させていただいた事案は新たに構築しようとしてとされている公共施設の一部で、その跡地活用には触れておりません。跡地活用事業も多額の事業費を考慮しなければならないということも踏まえなければならぬと考えます。

後発の我々が、先ほど紹介させていただきました篠山市さん、射水市さんやまた他市の事例から学ぶことは、組織の中において、現場や財政がバラバラではなく、常に連携を密にすることが、さらに言えば、議会も含めた行政が一体となって、市の将来像を的確に捉え、事に当たっていくことが重要ではないかと考えます。

先ほどの答弁にもあったように、今後の五條市にとって、起債の返済が大きな、大きな負担となることは、もはや紛れもない事実でございます。

他市の事例に学び、健全・的確な収支見通しのもと、まちの将来を見通し、計画的に健全な無理のない財政運営を進めていただくことを強く、強くお願いしまして、私、牧野雅一の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正）以上で三番牧野雅一議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十一分休憩に入る

午後零時五十八分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

先ほど三番牧野雅一議員の一般質問に、理事者側の答弁で誤りがあり訂正したいとの申し出がありましたので、許可をいたします。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）先ほどの三番牧野議員の御質問の中で、賑わい広場の事業費は幾らかと聞かれた答弁の中で、私九億六千万円という数字を答えさせていただきましたが、これも一つ桁を間違っています、九千六百万円の誤りでした。ここで訂正させていただきます。どうもすみませんでした。

ありがとうございます。

○議長（吉田 正）ただいま説明がありましたとおり訂正いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に八番福塚 実議員の質問を許します。八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実）それでは議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず一番、入学準備金について、二番に学校運営について、三番に五條市土砂等の埋立て条例について、四番に県消防学校・広域防災拠点の進捗状況について質問させていただきます。

それでは、一番の入学準備金について。

（一）のその後の取組についてですけれども、三月議会でも質問させていただきましたこの入学準備金ですけれども、その後の五條市の取組について質問させていただきます。

経済的に苦しい家庭で生活保護世帯と準要保護世帯の、小・中学生が学校入学に多額の費用が必要なため他の市では就学援助金を入学準備金として前倒しをして支給されておられます。

また奈良市でも、平成二十九年年度から取り入れられておりまして、奈良市では小学校新一年生には四万六百元、また平成二十八年度の就学援助金の受給認定を受けている小学校六年生の保護者の方を対象に四万七千円を三月に支給されておられます。

また五條市には、子供たちのために、三月の質問でもありましたように、今どのような形で進められているのかお答えください。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

昨日の一般質問でお答えしましたように、これまで他の自治体の実施方法について調査研究してまいりましたが、今後は就学前の決定、支給ができるよう関係部局と協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）大変前向きな答えて有り難いのですが、この制度等を研究するのに進めていく上で、いつぐらいの運用開始を目指しているのか、その辺答弁願えますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

できましたら、年度内に支給ができればというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）このような質問をなぜ続けてさせてもらうかというのは、来年度から支給していただけたら一人でも多くの、そういう就学援助が必要な方々にやっぱり気持ちよく入学していただけたらという、また私らも中学校の会議であったのですけれども、一般の御父兄の方々、そして民生児童委員をなされている方々からも、私がこういう質問をしているという話ではなかったんですけれども、その会議の中でやはりそういうふうな援助が必要な子供のためにも何とか市で取り入れてもらえないかと、学校でどのような努力をなされているかと、そういうような質問がありましたので、改めてこういう問題はやはり喫緊に迫って、そしてそういう子供たちのためにも入学当初ピカピカの一年生で気持ちよく入学していただきたいなという思いでまた質問させていただきました。

来年度から導入を目指していただけるということで、これはまた五條市にお住まいの御父兄の方々も少し安心できるのではないかなと思っております。よろしく願っています。

ちよつと教育長、この件について何かあれば一言。

○議長（吉田 正）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

この制度の部分ですけれども、県内はもちろん全国的にもいろんな動きがありました。他の制度との関係もあってそこであまり進んでいないとかいろんな部分があったんですけども、その辺りをいろいろ整理する中で、先ほど議員お述べのように、早く支給をしてあげられたら、そういった部分が進んできています。

また質問の中にもありましたけれども、子供の貧困とかそういった部分、経済的なものが子供たちにかぶさっている部分が非常にたくさんございます。何か一つでもそういう進展につなげていけるのではないかと、前向きに検討していきたいというように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）よろしくお願いしておきます。

それでは二番の奨学金について質問させていただきます。

この奨学金ですけれども、東大阪市では経済的な理由で修学が困難な方に無利子で奨学金をお貸しする制度があります。またこの奨学金ですけれども、私立高校も対象になっているようで、他の県や市では修学を援助する取組が積極的に取り入れられております。これはまた小・中学校と違って高校・大学という形で進んでいる方々に奨学金ですかね、こういうのを取り入れるところがあるんですけども、この奨学金について、五條市の状況はどのような形で進んでいるのか、またどのような受け入れ方しているのか、お答えいただけますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

県では、貸与型の「修学支援奨学金」や「育成奨学金」などの高校奨学金制度がありますが、本市においては、古くから高校等進学者を対象に、五條市育英会が運営する奨学金制度があります。

同奨学金制度では学力と所得の基準を設け、高等学校等進学者に月二万円を無利子貸与しています。

平成二十八年度の新規貸与は四名でした。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これは育英会とか、そのような形で進んでいると思うのですけれども、これは私学も対象になっているのでしょうか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

学力所得等制限はございますが、私学も対象になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この奨学金ですけれども、五條市もそのような形で取り入れているということでも有り難いんですけれども、これは公立を出て私立に行かれる方々も平等にそのような形で受け入れられているというのは、少し安心いたしました。

またこの制度等に関しても、やはり御父兄の方々、また一般市民の方々にも周知できるように、そして一人でも多くの方々が希望する高校なり大学なりに進学するためにも一般市民の方々にも周知できるようによろしくお願いしておきます。

それでは教育部長、この奨学金について何かあれば一言、なければ結構です。

○議長（吉田 正）堀内教育部長。

○教育部長（堀内伸起）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

奨学金というのは、個人的にも非常に懐かしい言葉でして、県の奨学金が大きく転換するときに、ちょうど県の方で奨学金の担当課長をしておりました。そんな関係でそのときになんか整理して、奈良県では有効な奨学金の制度が二つ残って、誰もが所得やその辺の制限はありますけれども、奨学金を借りれるようになっていきます。

五條へ赴任させてもらったときに、私は五條の教育に対する先人たちってすごかったんだあと、実は思ったんですけれども、かなり古い時期から育英会という制度があって、独自の奨学金が貸与されておりました。しかしこの奨学金の原資は、いわゆる御寄付によりまして、たくさんの方がわつと一遍に借りていきますと原資がなくなっていくという、そういう点もございまして。

将来的には制度としてこの奨学金をより有効にしていくことも考えていくことも必要になってくるかも分かりませんが、現時点では大変有り難い奨学金、子供たち有効に使っていただくことも必要ではないかというふうな思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）五條市でお住まいの子供たちが経済的な理由で入学をあきらめないためにも、このような取組、五條市行政を挙げて援助していただけたら有り難いと思っております。

また奨学金も無利子ですかね。またよろしくお願いしておきます。

それでは二番の学校運営について質問させていただきます。

（一）の教職員の勤務状態についてです。

この質問は、現在中学校の部活動などを担当する教職員の勤務状態に大変感謝と心配という形の中で質問させてもらうのですけれども、学校職員の勤務時間は、奈良県の職員の勤務時間・休暇等に関する条例第三条「学校職員の勤務時間は休憩時間を除き四週間を超えない時期につき一週間当たり三十八時間四十五分」となっています。しかしながら現状では到底不可能なことだと感じております。生徒のスポーツや技術の向上のために教職員の方々には大変努力していただいていると感謝をしているところであるんですけども、放課後の練習や土日の練習、試合などで過酷な勤務状態になっているのではないかなと少し心配なので、このような状況をどのように教育委員では考えているのか、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

県が平成二十八年度に公立中学校・高等学校を対象に実施した「教員の勤務実態調査」によると、中学校において「勤務時間外で多い業務」「最も負担を感じている業務」と回答があったもののうち、最も割合の高かったものは「部活動・クラブ活動」でした。

学習指導要領総則には、「部活動は、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等との連携など運営上の工夫を行うようにすること」とあります。

しかしながら、中学校においては、ほとんどの場合、現場の教員がそれぞれの部活動を担当しており、これが教員の長時間労働の一因になっている場合も少なくありません。

文部科学省からも平成二十八年六月十七日付け「学校現場における業務の適正化に向けて」において、「部活動の負担を大胆に軽減すること」とや「中学校の休業日の設定状況を把握し改善を徹底すること」について通知があり、これを受けて、県も同様の通知を出しています。

本市におきましても、これらの通知等を踏まえ、教員の負担軽減のみならず、生徒の健全な成長を促す観点からも、休業日の設定の徹底を

図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）教師を休ませたらええという問題でもまずないと思うんですね。学校の先生方が土日休まず朝早くから練習、そして夕方まで、弁当持って子供たちと一生懸命スポーツやまた技術向上のために部活動していただいているんですけども、やはりこのような状況を改善するためにも、専門的な知識を持った補助的な教師を入れるなど、勤務時間の軽減やまたさらに専門的な知識・技術を持った先生を週のうち一回入れるなり、二回入れるなりすることによって、また生徒たちの技術向上、スキルアップにつながっていくのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなんでしょうか。できるのでしょうかね。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）八番福塚議員の御質問にお答えを申し上げます。

教員の負担の軽減を図りつつ部活動の指導を充実していくためには、地域のスポーツ指導者等のみならず引退したアスリート、退職教員、運動部に所属している大学生と地域の幅広い協力を得ていくことが重要であり、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる環境整備を整える必要があるとの観点から、国は部活動指導員等の専門スタッフの配置促進を進めているところでございます。

平成二十九年三月には法令も整備され、部活動指導員が法制上明確にされたところでございます。

学校の設置者はこれに基づき部活動指導員に係る規則等を整備することとなっておりますので、今後は市としてもこれらを整えていく必要があると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）やはりね、そのように県の方も文科省の方もそういうように認めていただいているということなんで、やはり子供のためを思って学校の先生が、これは任命権が校長先生にあるのですかね、部活動を担当するのはね。その分で校長先生も大変、今子供の数も減っておるのですけれども、やはりやりたい部活動が個人によって違うという中で、子供たちの希望を叶えるためにもやはり今現在おられる教職員の方々に部活動を担当していただいて、そして子供たちの技術向上やスポーツ向上のために努力していただいていると思うのです。しかしな

がらやはり過酷な状態の中で私もちよつとスケジュールを見させてもらったのですけれども、子供の部活動というのは、私も中学生がおりませんですけれども、ほとんど休みがないと、夏休みになってもほぼ毎日、吹奏楽でもそうですけれども、ほぼ毎日練習、朝から夕方までね、これをずっと先生がいただいている、先生も本業はやはりスポーツじゃなくて教科担任という方々は勉強教えるのが本来の形であって、そして部活動も一生懸命知識や経験のある先生方が教えていただいているという状況で、やはり先生の負担はものすごくきついなあと、三百六十五日休みが盆と正月しかないん違うかなというくらいに過酷な状態で先生方が頑張っていたいております。これは頭が下がる思いなんですけれども、早急にそのような形を整えていただいて、先生たちの勤務状態の少しでも改善、また子供たちのスキルアップにつながるような形で導入していただきたいと思えます。その辺、教育長どうですか。

○議長（吉田 正）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

今議員御指摘のように、先生方は大変一生懸命頑張っていたいただいています。

部活動についても本当に一生懸命やっていたというところは十分認識しているところです。しかし制度としてはやっぱり一つ、学校の先生が持っていたくことによって、学級とのつながりがあるというこの部分が先生方に頼っている一番大きな理由だろうと考えています。しかしそれだけに甘んじていくのではなくて、先ほど申し上げましたように、外部の指導者に助けてもらったりして、子供たちにとって部活動やいろんな活動が活性化できればというように思うところです。

今の状態でしたら、先ほど部長の方からありましたように、文科省も「週に二日を目標に休みの日を取れ」という通達が流れております。しかし現場の方は二日も取っていたら子供たちの力が伸びないんだという声もあります。それだけ子供の側も、先生の側も休みも取ってやって欲しいという指導とともに、次の方向を考えていきたいと、こういうふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）教育長、教育の改革者でもあられますので、是非とも頑張っていたいただいて導入できるようによろしくお願いしておきます。続きまして、三番の五條市の土砂等の埋立て等の規制に関する条例について質問させていただきます。

（一）の条例施行後の現状についてです。

皆さんも御存じだと思いますが、五條市の一般の土地に大量の土砂が持ち込まれ、また地元住民とのトラブルが発生しております。五條市の条例制定は、これが制定になったと、私は認識しておるのですけれども、また最近では河内長野市でも同じように大量の土砂が持ち込まれ、河川に土砂が流入して業者の方が逮捕されるという事案もございました。

私が認識している限り、五條市でも河川の周辺に土砂が運び込まれたところが数箇所ありますが、行政サイドの対策について現状を踏まえ、てお答えください。

また土砂が運び込まれた箇所が何箇所くらいあるのか、ちよつとお答えいただけますか。

○議長（吉田 正） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

土砂が搬入された箇所は四箇所ございます。その件について回答させていただきます。

まず田殿町及び三在大谷上流の土砂搬入場所につきましては、森林法に係る奈良県の是正指導により土砂の搬入は停止されております。

また大平及び小野新田町につきましても、条例施行後土砂の搬入は行われておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） やはりね、私ら地元の方々も大変心配したのですけれども、大平にあたっては川に土砂が流入する恐れがあるのですね、川の水というのは、大平の方ですけれども、あの川は地元下流の方々の田んぼの水にもなっておりますのでね、やはりこれが今年もうすぐ梅雨ですけれども大きな雨がきたときにこの土砂が河川に流入したら、土石流となって流れる可能性があります。

また田殿におきましては、ものすごい量の土砂が搬入されて、一つの山を崩しているような状態で、見てびっくりするようなのがあったのですけれども、また大野新田等でも大谷の方でもそうですけれども、やはり地元住民が大変お怒りになっておられると、そのような状況の中で、条例制定によって今のところ止まっているということですので、こういう業者の方々、テレビでも言っていたのですけれども、残土の何か……、残土営業というのかね、そういう業者の方々がいるんな手法をもってこの土砂の搬入をしていると、また個人の土地を買い上げて、そこに土砂を持つてくるという形の中で、今行政サイドで大変気を配って見ているというのがよく分かるのですけれども、今後とも監視体制というのを密に取って、また地元住民から何らかのクレーム、お知らせがあれば即座に対応できるように形で、していただいていると

思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（吉田 正） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 八番福塚議員の質問にお答えいたします。

新たな土砂搬入への対応といたしましては、四月から警察官OBを専門官として雇用し、毎日のパトロールを実施しております。

また事業者への指導、罰則適用に向けた対応が円滑に行えるよう体制の強化を図っており、無許可で新たな土砂の搬入が発覚した場合は直ちに事業者に対し土砂搬入停止の指導を行います。さらに自治会や地域住民の方々から土砂搬入に関する通報や相談があった場合は速やかに現場確認や助言等が行えるよう関係機関と連絡を密にして違法な土砂の搬入がないよう十分な体制を取っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） この辺一生涯命やっていたというところで、監視の目を緩めないように、またこれは地域の住民の方々の目が大事というところで、また地域等の連携も大事ということなので、これからもその対応よろしくお願いしておきます。

それでは、次に四番の奈良県消防学校・広域防災拠点の進捗状況について質問させていただきます。

（二）の県との取組についてですが、今現在の状況やこれからの取組はどのように進められているのか、お答えいただけますか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、第一候補地のプレイアゴルフ地区に対しまして、調査業務を行っているところであります。

県ではこれまでに消防学校を併設した広域防災拠点の基本構想調査を実施しており、本年度は広域防災拠点に必要な機能、設備等について検討すると聞いております。

市では昨年度末から防災拠点整備基本構想策定及び防災拠点施設整備用地事前調査を行っており、その調査結果を踏まえて県と協議する予定であります。

今後、県との協議により、本業務の進展が予期されるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）プレディアゴルフ場等の調査ですけれども、その調査はどれくらい期間で終わるのでしょうか。お答えいただけますか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、市が行っております基本構想の関係でございますが、八月の十日をめどに進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）八月十日にこの調査が終わりまして、それから設計、測量という形に入っていくのでしょうか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

これはあくまでも基本的な部分でございますので、これからこの部分をもとに県と連携しながら進めるというそういう状況でございます。

（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）私も地元住民として、大変地元の方々が苦慮されているというか、よく考えているのですけれども、この消防学校防災拠点等の計画が、まあ言うたら測量して設計して、その中で五條市がその土地を買い上げて、その中から県がまた必要な部分の防災拠点、奈良県消防学校のところをかうというのが流れたと思うのですけれども、どうですか、その辺間違っていないですね。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、こういう部分につきましては県と連携をいたしまして、また地元の関係者の皆様の御理解を得ながら徐々に進めていくことになるかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）だからこの必要な部分に関しては、先に五條市が買い上げるんですね。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

そういう部分も含めまして、今後連携して協議を進めて検討していくという状況でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 検討ということは、五條市が買うのか、それか県が買うのか、どちらなんですか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

最大の効果を出すための一番最適な方法は何かということも含めまして、県と連携して協議を進めていくという、そういう状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） これね、大変問題が大きいと思うのです。市が買うとなるとものすごい財政的な面も考えて進めていかなければならないということ、やはりこれは県が買っていたら一番有り難いのですけれども、どのような形で進んでいくのか。県が買うか市が買うかによってまた地元住民の説明の仕方も変わってきます。私が聞かされているのは、最初に市が買って、その後必要分を県が買い上げるという形で進んでいくというふうに、県の方から聞かされたんですけれども、それが今の状態では県との連携を図りながらという答弁の中では、その辺はグレーな部分なんですかね。どうですか。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

今、福塚議員が言われましたのも一つの手法かも知りません。しかしながらこれからまだまだ県とも連携を図りながらということで、繰り返しになるのですが、どういう方法が一番いいのかというように、またさらに進める上においてはこういうふうな面積、どういうふうな調査が必要かというふうな部分も含めまして、事前に調査を行って、一つずつ積み重ねをしていくという、そういう状況にあるかと

思います。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）調査は八月十日をめどにやっているとのことですね。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま調査といいますのは、いわゆる基本構想を立てるといふ、そういう調査でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）地元説明会に部長も行ってもらったと思うのですけれども、パンフレットの中にこんな形でヘリポートの絵まで書いて説明していますわね。その中であいうものが阪合部にできるんやなど、ゴルフ場にこういうようなものができるんやなどという中で、あれはそれらただ書いてある、絵だけですか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

あの部分の絵に関しては、政府要望に関しましては、いわゆるイメージをさせるための政府要望に使わせていただいた部分をお示しをさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）ということは、あの地元住民に配られたあれはイメージ図と、空想ということですね。根拠がないんですからね。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

あの部分の絵に関しては、前にも御説明させていただいておりますが、奈良県と五條市が防衛省に、いわゆる政府要望に使うための、イメージ図ということで御説明をさせていただいたところでございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）あの図面からいろいろ変更があるかも分からないということで納得させていただきました。

やはり奈良県消防学校広域防災拠点、これを進めらんことには、先ほどからいろいろ皆さんの議論の中であつたんですけれども、自衛隊誘致とかその部分も含まった話になってくるんですね。

そして地元におかれましては、以前地元の自治会長等が市長のところと別に別の件で要望に行ったときに、市長も言われておったのですけれども、阪合部の道路改良の話とか、そういう話も地元の自治会長にお話しされていきました。あの辺に行くのに大きな道が通るんやと、そして今ある相谷橋、御蔵橋等の架け替え等も含んだ考え方になってくるであろうという説明を受けているんですね。それが先に防災拠点が誘致されてその後の話になってくるわけですね、自衛隊誘致ちゅうのはね、その中でこれを先に進めないことには何も前向いて進まないですよね。そういう認識しているんですけれども、先に自衛隊が来ることがないので、先にこれを済まさんことには自衛隊誘致もないということですからね。どうですか、その辺。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

現在の防衛省の状況を伺いますと、南西諸島の解決しないといけない問題とか、そういう問題もあつて、直ちに駐屯地が五條市にということが大変難しい状況でもあるというそういう状況下において、奈良県と五條市が政府要望を行っている中で、奈良県としてできるようなことは何かというようなことで、奈良県の方では消防学校を併設した広域防災拠点をまず先行して進めようという、そういう状況でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）何とかスムーズに行くように、危機管理監、また私ら地元住民、地元代表の議員もおるのですけれども、やはり連絡等を密に取ってやっていきたいなど思っておりますのですけれども。

また七月に稲田防衛大臣がシダーアリーナの方に講演に来るとかいう話もあるのですけれども、北朝鮮等でミサイルが撃ち上がったら来れないんやろなど思うんですけれども、また稲田防衛大臣が来たときの対応も踏まえて、こういうような消防学校広域防災拠点の進捗も早急に進めて、そして地元住民にも分かりやすく理解できるように形で説明していただきたい。前に説明しに来ていただいた以来、一回もまだ来ていただけていないような気がするのですけれども、その辺、また今後地元住民等にどのような時期にどのような段階で地元説明会等を考えているのかお答えいただけますか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

前回も地元の方に説明に行かせていただいたときに、お約束として進捗があるときは必ず行かせていただくということでございました。そういうような状況で、まだ行かせていただけないというのは大きな進捗もなくてというようなこと、またしかしながら自治連合会長さんの方には今の状況が「進捗がない」という進捗を御説明に行かせていただいたというそういう状況下でございます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）奈良県消防学校広域防災拠点、これは五條市にとっても大きな事業になると思いますので、スムーズに円滑に、また早急に進められるように、そして消防学校等の誘致というのは大体何年ぐらいをめどに考えているのですか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県の方で進めておりますので、できるだけ早くいんな下準備を進めていってということになるかと思えます。いつまでうんぬんとかいうのは、やはり奈良県の方の事業でございますので、私の方からはちょっと差し控えていただきたいと思います。（「八番」の声あり）

○議長（吉田 正）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）時期について答えられないということですが、私が聞くところによると、四、五年先の話ではないのかなと思っております。その辺も踏まえてこの計画、測量等この辺も円滑に進めなければいけないと。四、五年先をめどに本来であれば頑張っていたきたい、それをめどにまた地元の説明会も行っていただきたいと思いますと思うのですが、どうですか。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

事業の進捗に向けて、全力を我々も投入していきたいと考えておりますので、議員におかれましても、いろんな意味で御協力を賜らないといけないという状況にあると思います。

また進捗に関しましては、逐次御説明をさせていただこうと思っておりますので、何とぞ御協力のほどをよろしく願います。（「八

番」の声あり)

○議長(吉田 正) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) 大変グレーな答えが多かったのですけれども。

時期等も明確な答えがないので大変不安になるのですけれども、是非とも部長も踏まえて行政が一丸となって取り組んでいただけるようお願いいたします。

○議長(吉田 正) 以上で八番福塚 実議員の質問を終わります。

次に、四番宗部康寛議員の質問を許します。四番宗部康寛議員。

〔四番 宗部康寛質問席へ〕

○四番(宗部康寛) 議長から発言の許可をいただきましたので、四番宗部康寛が通告のとおり一般質問させていただきますと思います。

一番、新庁舎建設計画について、二番京奈和自動車道大和御所道路について、三番、陸上自衛隊駐屯地の誘致についてであります。

まず最初に新庁舎建設計画についてであります。昨日益田議員の方からも質問もございましたが、このことにつきましては私も再三質問をさせていただいている中で、旧岡中線そして岡口三号線の拡幅工事は既に皆様方が御承知のとおり何の心配もすることなく平成三十三年四月、新庁舎運用開始までには整備されるであろうと思っております。再三にわたる私の質問の中で、特に西からのアプローチ道路の整備、三〇号からのアクセス道路のことに際しましては、予算の優先順位、そして道路構造上の問題、その他の様々な問題がある中で、部長、市長、副市長と前向きに検討し精査した上で今後の取組を考えると、こういった答弁を私は何度も聞いていた記憶がございます。

この要望は今や市民の要望であり、議会全員の要望であると思っております。

五月二十五日の委員会の中でも、益田議員の方から附帯決議も可決されているという質問もあり、附帯決議の内容は「国道三二〇号からのアプローチ道路の整備や周辺整備は市民の安全安心のために必要不可欠であると考え。」といった内容が可決されております。これを受けて今後どうするのかという指摘も出ておりますが、新庁舎整備スケジュールにも道路二路線は出ておりますが、西からのアプローチ道路の整備については、今後の計画は示されておりませんでした。国道三二〇号からのアクセス道路の計画及び進捗状況についてお伺いいたします。

○議長(吉田 正) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 四番宗部議員の御質問にお答えいたします。

国道三二〇号へのアプローチ道路につきましては、市道旧岡中線の詳細設計策定時に合わせて新庁舎敷地南側の市道岡口六号線の一部について測量及び設計を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 今の岡口六号線の一部であるという箇所は、グラウンドの南側の市道の部分のことですね。五月二十五日の委員会の新庁舎特別委員会資料の八ページの埋蔵文化財の調査についてというところの今後の予定の一部に書かれている平面図に、道路拡幅部分と示されておりませんが、なぜ新庁舎建設整備スケジュールに載ってこなかったのかは分かりませんが、具体的な距離と計画される道路幅が分かればお聞かせください。

○議長（吉田 正） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 四番宗部議員の御質問にお答えします。

市道岡口六号線の設計内容でございますが、市道旧岡中線より西へ延長八メートル、現道へのすりつけ部分が二五メートルを含みますが、幅員といたしましては、車道一線線が二・七五メートルの二車線、五・五メートル、路側が〇・五メートルの両側で一メートルとなり、全幅六・五メートルで計画しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） この部分の改良工事につきましても、新庁舎運用開始までには完成のめどが立つということでしょうか。

○議長（吉田 正） 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 四番宗部議員の御質問にお答えします。

この部分につきましては、新庁舎の造成工事の中に含めるものでございますので、庁舎供用開始までには完了する予定です。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 一部分ではありませんけれども、何か突破口が開けてきたような気がいたします。

昨年十二月においての私の一般質問で触れさせていただいた部分ではありますが、国道三二〇号からのアプローチ道路についての完成にはまだまだ遠い話ではありません。しかしやっとな優先順位が回ってきたのかなどこのように思っております。

今後もさらに調査を進めていただいて、市民の皆様方にこの場所に移して良かったなと思われるような環境整備を切にお願いを申し上げます。

続きまして、(二)の庁舎の基本設計の具体的な内容についてであります。

このことにおきましては、市民のアンケート結果を踏まえ、基本計画を策定されていると思いますが、市民のニーズに的確に答えられるものとするために基本設計の具体的な内容についてお伺いいたします。

○議長(吉田 正) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 四番宗部議員の御質問にお答えいたします。

新庁舎基本計画において、四つの基本方針を設定しております。一つ市民の賑わいや観光・産業の拠点となる親しまれる庁舎。二、環境に優しく周辺環境や地域資源と調和した庁舎。三、いつまでも市民から愛される安全・安心な庁舎。四、無駄を省いたスリムな庁舎となっております。このことから基本方針として基本設計を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「四番」の声あり)

○議長(吉田 正) 四番宗部康寛議員。

○四番(宗部康寛) 今申されました四つの基本方針を特に重要視した上で、市民に親しまれる新庁舎建設を望むものでありますが、県とのまちづくり包括協定におきましてのシビックコア形成の取組についてお伺いいたします。

○議長(吉田 正) 平田都市整備部長。

○都市整備部長(平田耕一) 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

国・県や市町村の行政施設は、地域の人々の安全で豊かな生活を支える様々な行政サービスの拠点的功能を果たしております。

国土交通省が創設いたしましたシビックコア地区整備制度におきましては、「行政施設が持つ役割を市町村の定めるまちづくりの基本方針に沿って、行政施設や民間建築物等を含めた地区を形成することにより、そこで暮らす人々により便利な行政サービスを提供するとともに、地域の顔となるような新しい魅力と賑わいにあふれた地域づくりを推進しようとするもの」とされております。

新庁舎の整備におきましても、周辺地域の核となり、市民開放型の賑わいや市民交流の拠点づくりを目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）しっかりとシビックコア形成のもとに県との協定に基づいて良いものの完成を祈っております。

それではもう一つ、交通調査を行ったようでございますけれども、調査場所三箇所のうち岡口六号線の入口付近、この場所での調査結果を教えてください。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番宗部議員の御質問にお答えいたします。

交通量調査については、市道旧岡中線において平成二十九年四月に六時から十八時までの平日一日と、土曜日一日で、調査場所を三箇所で行いました。今議員の言われた代表として建設予定地南東側、旧岡中線と岡口六号線の三差路での記録を報告いたします。

岡口六号線での土曜日の調査結果としましては、自動車が三百八台、バイクが七十二台、自転車が三十一台、歩行者が七十五人です。同様に平日で調査した結果としまして、自動車が三百六十一台、バイクが百二台、自転車が四十台、歩行者が八十四人です。

続きまして旧岡中線での土曜日の調査結果としましては、自動車が一千二百九十台、バイクが百九十一台、自転車が九十四台、歩行者が百三十四人です。同様に平日での調査結果としまして、自動車が一千六百三十六台、バイクが二百三十一台、自転車が百七十三台、歩行者が百七十五人です。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）比較する基準値がございませんので、一概には多いとも言えないのかなと思うんですけども、今現在あの場所、旧五條高校跡地には何もございません。そんな中で、二輪車、歩行者、自動車の数字を聞いておりますと、今の状態でもかなりの住民があつた場所を北南へと、そしてまた東、西へと往来があるのかなと、想像以上の数字だと思っております。

この調査結果の目的、調査はどういう目的でされたのか、そして今後どのように反映されるのか教えてください。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

調査については、今後新庁舎建設に当たり工事用車両等の通行がありますので、事前に通行人数、交通量を把握することにより、工事期間中の安全対策を講じるものとしております。

また新庁舎建設後において、前後の交通量を比較することで、今後の庁舎を中心としたまちづくりに活用したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）ありがとうございます。

今後の新庁舎建設に当たりましては、地域の方々はもとよりそこを通過する一般車両等が工事期間中支障のないような安全対策、そして環境整備を整えながら御理解と御協力をしていただかなければなりません。

六十年ぶりに庁舎を移転するということは本当に大変なことであります。五條市にとりましても一大事業でありますので、今後いろいろな角度から調査・研究・検討を重ねていただいて、取り組んでいただきたいと思っております。

関係各位の皆様方よろしくお願いいたしたいと思います。

次の質問に移ります。

京奈和自動車道大和・御所道路についてであります。五條市はもとより国道二四号を往来する車両にとりまして、開通は心待ちの状態です。皆さん御承知のとおり現在の国道二四号御所の小殿北の信号から室の交差点までの区間は朝夕のラッシュタイムには毎日のように車両の停滞が起きております。これは室の交差点での右折車両の停滞が原因とされておりまして、青信号時間が短くそして右折レーンも短いので、後続車両が停滞する原因になっておるようでございます。一日も早いトンネル開通を望むものであります。五條北インターチェンジから御所南インターチェンジまでの約七・二キロメートル区間におきましては、今年三月開通予定が今年の夏になるということになっております。この六月にして三箇月以内に本当に供用開始ができるのか、開通の時期につきましては昨日の窪議員の質問の答弁にもあったかと思われまますので答弁は結構ですが、市民の皆様方の大変関心の高い要望であるために、この質問がダブるのかなと私も思っております。そして国土交通省の管轄の道路でございますので、五條市としては具体的なコメントはできないということだと思いますが、今後改めて公表すると昨日のような国土交通省が答弁をしたということでありましたけれども、市といたしましても開通式に何らかのセレモニー等の準備の話はあ

るのかないのか、お教え願いたいと思います。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番宗部議員の御質問にお答えします。

開通式のセレモニーにつきましては、まだ国の方から具体的な内容を聞いているものではありません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）市の方でまだそういう連絡もないということでしたら、それ以上は答えようもないわけでございます。やらなければならないけれども、市民の人にとりましては、我々に「間違いなく夏に開通するんですか。」と、そう聞かれたときに我々も理事者側の行政に「間違いはないのですか。」と聞いていかなしうがなのかなと、「国土交通省に聞かな分かれへん。」というようなことを市民に対して言えないのではないかと、私も理事者もそういう立場であるのかなと思っております。あくまでも予定は予定ですので、決定ではないということはないとおられないと思います。これ以上遅れますと、市民の皆様方に対しても「またかよ。」というようなことを言われかねず、説明のしようもございませんので、今後国土交通省に対しまして再度御確認をよろしくお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

（二）の次の質問に移ります。

榎原高田インターチェンジから高田バイパスへのジャンクションの計画についてであります。このジャンクション計画はかなり先のことであるのかと思われ。現在、この榎原高田インターチェンジ、新堂ランプと呼ばれている出口の停滞解消につきましては、先ほど五條と御所を結ぶ新田東佐味トンネル等同様市民の念願でございます。行き先は奈良方面なのか、また南阪奈道路を利用しての大阪方面なのかは分かりませんが、このジャンクションの完成は出口の停滞解消にもつながる大変重要な、また期待度の高いことでございます。早期に完成を望むものであります。大よその供用開始の時期が分かればお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）四番宗部議員の御質問にお答えします。

榎原高田インターチェンジから高田バイパスへのジャンクションの計画についてであります。国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所にお問い合わせしましたところ、「大和・御所道路奈良方面から大和高田バイパス大阪方面への接続と大和・御所道路五條方面から大和高田

バイパス大阪方面への接続を計画しており、供用開始時期については未定ではありますが、一部ランプ橋下部工事の発注をしているところで  
す。」と御回答いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正） 四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 国土交通省の計画としまして今橿原高田インターチェンジから橿原北インターチェンジまで、いわゆる大和区間という高速  
道路計画があると聞いております。本年度も国土交通省の百億円近い予算を付けておられるのですけれども、内容的なことは、今部長の答  
弁にあった一部のランプ橋の下部工事、これも九十億円くらいと聞いたのですけれども、それに含まれているのかなと、一部だと思われま  
すけれども。このだんだん五條から遠くなつて行く話をして申し訳ないんですけれども、大和区間のこの開通にしましては、それこそ七年、  
八年先のことも知れませんが、やはり高田バイパスのジャンクション計画というのは、あくまでも五條市民、御所市民、橋本・和歌  
山の方から北向きレーンで高田バイパスに向かう車両、その停滞解消というのは先ほどの御所の大和・御所道路のトンネル開通とリンクさせ  
たことで私ちよつと触れさせていただいておるんですけれども、北向きレーンの接続工事をジャンクション計画です、高田バイパスの、そ  
れを今後国土交通省に対しまして、これを先行して進めていただくというような要望も期待するものでありますけれども、これは五條市のみ  
ならず御所市ともこの問題の情報を共有して、国土交通省と交渉を進めていかなければならないことだと私は受け止めております。

京奈和自動車道の一部開通によりまして、利便性は高まったものの、このような箇所解消がなされない限り、主要幹線道路としての機能  
は満足なものとは言えません。流通ルート、そして市民の利便性向上のために、行政としてはしっかりとこの問題解消に向け国土交通省への  
呼び掛けをよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

三番の陸上自衛隊駐屯地の誘致についてであります。この件につきましては先ほどからの答弁にもございましたけれども、四年目の自衛  
隊展開基盤の調査費が予算化され、着々と準備が進んでいるように思われますが、まだまだこれから消防学校を含むヘリポート併設の広域  
防災拠点整備、後の本格的な陸上自衛隊駐屯地誘致への整備と進んで行くわけでございますが、まだまだ長い道のりでございます。今日、日  
本国内におきましては、約一年前からの北朝鮮による弾道ミサイル実験におきまして日本中が緊迫した状態の中で、ミサイルは日本の排他的  
経済水域に落下したという報道で済んでおります。昨日も質問、答弁等でありましたけれども、もし日本の領土や領海に落下するしたら恐

らくこれは弾道ミサイルではなく、核を積んだ核弾頭ミサイルと推測されると思っております。専門的な深い内容になりましたけれども、昨日の危機管理監の答弁にもありましたけれども、政府はもし弾道ミサイルが国内に落下すると判断すれば、身を守る対策として頑丈な建物や地下街に避難するよう呼び掛けております。木造の自宅などにいる場合は窓から離れるか窓のない部屋に移動する。屋外にいる場合は地面に伏せ頭部を守るとしておりますけれども、これらの避難方法が全て弾道ミサイルにおいての避難方法でありまして、核兵器や他の化学兵器には全く通用しません。伝達方法といたしましては人工衛星を使って情報を送信し、そして防災行政無線はもちろんでございませけれども、携帯メール等に情報が流れるシステムになっており、避難を呼び掛け落下場所を続報で伝えるとしております。どのように身を守れば良いか報道しておりますが、被害が想定できない以上、避難指示にも限界があり核ミサイル着弾や武力攻撃事態となればそれこそ大パニックになってまいります。依然としてこの緊迫した状態が日本中でいつまで続くのか懸念されるところでございますけれども、もし戦争が起きれば、自衛隊はもちろん出動要請が掛かります。祖国防衛を任務とすることから、当然国民の命と財産を守るということにつながるわけでありまして、このことがありましてから、特にここ数年、南西諸島方面への軍事力強化に力を注いでおりますが、大規模災害に備え後方支援部隊としても同じ任務であることから、今後の五條市にとりましては強く早く駐屯地誘致を望むものであります。それでは質問に入ります。

○議長（吉田 正） 山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

陸上自衛隊駐屯地誘致の進捗状況につきましては、防衛省におきまして自衛隊展開基盤の調査費として平成二十六年から四箇年連続して予算化され、平成二十九年度におきましては災害時における自衛隊の展開拠点確保のための調査が行われると聞いております。

本年三月九日の参議院外交防衛委員会におきまして、奈良県選出の委員から防衛大臣に対しまして、奈良県五條市への駐屯地設置に関する質問がされました。防衛大臣からは「防衛省として奈良県に直ちに駐屯地を新設するということは困難ですが、大規模災害等が発生した際に、自衛隊が奈良県の広域防災拠点を有効に活用できるように現在奈良県が行っている広域防災拠点整備に関する調査・検討に積極的に協力させていただきたいと考えております。」との答弁がありました。

防衛省は昨年三月に南西諸島の与那国島に駐屯地を新設し、今後石垣島等への駐屯地新設を進めるところであり、引き続き防衛省の予算が継続され、将来本市に駐屯地が新設されるよう県と連携した要望活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）ありがとうございます。

それでは（二）の今後の防衛省への要望活動についてお伺いいたします。

○議長（吉田 正）山本危機管理監。

○危機管理監（山本修二）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

平成三十年度政府予算に自衛隊展開基盤に関しまして、引き続き概算要求されるよう七月に県知事と市長が防衛大臣等に要望を行うこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（吉田 正）四番宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛）ありがとうございます。

そもそもこの誘致活動に拍車が掛かりましたのは、かねてからの長い間における要望活動、そして誘致活動はもちろんのことですが、紀伊半島大水害から六年近くがたち、五條市も甚大な被害を受けました。今後の南海トラフ巨大地震が危惧される中、紀伊半島のへそと言われるこの地域に広域防災拠点を置くことが、今後の防災減災能力向上につながるものとして、今年この七月五日にも三町八村の首長の方々の御出席のもと、推進協議会の第二回の定期総会が開催されることになっております。いかにこの位置付けが重要かという認識をしていただいて、奈良県のみならず三重県・和歌山県・大阪府とも連携体系を呼び掛けまして、津波災害がないとされるこの五條市に駐屯地誘致計画を一気に加速させ、災害時に迅速な対応展開を行うため、気運醸成を図りたいものであります。

先ほどの部長の答弁の中に、外交防衛委員会での大臣の答弁の紹介があったかと思えますけれども、そのほかに「奈良県や五條市と緊密に連携をしていく、そして是非訪問したい。」と、大臣がこのようなコメントも出されたと聞いております。間違いないのでしょうか。

近く防衛大臣が五條市を来訪するようなことがあれば、関係機関はもちろんのこと市民が一丸となってお出迎えしなければなりません。万全な体制でのホスピタリティーを持って対応をお願いしたいと思います。

先ほどの福塚議員の質問の中にもありましたけれども、もし稲田防衛相が近く五條市を訪れるようなことがあれば、是非新町のまちや館に

案内をしていただいて、五條市というところの歴史と文化を知っていただきたい。その理由といたしましては、五條市出身の初代防衛庁長官木村篤太郎氏、御健在であれば今百三十一歳という歳になるようでございます。九十六歳で生涯を終えたという歴史的人物が新町のまちや館、そこが生家でありまして、旧制五條中学校の卒業生であったこと、そして約六十五年前戦後初の法務大臣を務められまして、また初代防衛庁長官として顕著な功績を残されました。今にして木村篤太郎氏を広く顕彰することが、まちや館の、そして五條市としての歴史と文化を継承することにもつながるものではないのかなと思っております。

今後の誘致活動、要望活動に対しまして、このことが防衛大臣にとりまして五條市をより印象付ける話題となるものと信じ、もし理解を示していただければ前向きに予算面においても、そして今後の誘致活動においても気運醸成を図っていただけるものであると思っておりますので、万全な体制での取組を切にお願いを申し上げます。

以上で宗部康寛、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉田 正）以上で四番宗部康寛議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、午後二時三十分まで休憩します。

午後二時三十分休憩に入る

午後二時二十九分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

一般質問を続けます。

次に十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告させていただいております順番に基づきまして質問をいたします。  
まず最初、大きな一番、少子化対策優先の学校づくりについて。

（一）全児童を対象とした給食費の助成についてでございます。

御存じのように昨日からの各議員の質問でも明らかにされましたように、国の法律の改正によりまして非正規の立場で働く方が大変増えまして、またプラス消費税を始めとした各税金・公共料金の値上げによりまして、大変厳しい経済状況の中で頑張っておられる家庭が増えております。

したがって、地方自治体としても最大限の支援・援助をさせていただく必要が大きくなってきているわけでありまして、いろいろ支援には必要ですけれども、まず何と言いましても、子供たちの健康と命に直接かわる食事ですね、食事の支援が必要だということで、今全国的には大変学校給食費に対する助成が広がっております。今年の二月段階では学校給食費の全額補助が五十五市町村に、また一部補助が三百六十二市町村に広がっております。

奈良県ではもう御存じのように、黒滝村・上北山村そして山添村、そしてこの三月議会の予算で予算化されたところはもう少しあると思いますけれども、このように大変皆さん頑張っておられますので、五條市といたしましても生活保護の方、要保護の方、準要保護の皆さん方に対しては給食費の補助が出されておりますけれども、私が申し上げているのは全ての児童を対象にした給食費に対する助成を今一番急ぐこととして五條市としてもさせていただくべきではないかと思っておりますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

学校給食法第十一条の二に「学校給食に要する経費（学校給食費）は学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に定める保護者（子に対して親権を行う者）の負担とする。」とあることから、本市では保護者負担のもと、学校給食を提供しています。

教育委員会では準要保護児童・生徒に対して、小学校では年間四万四千円、中学校で四万八千四百円を就学援助費として補助していますが、全児童・生徒を対象とした給食費の助成は現段階では考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 学校給食法を述べられましたけれども、憲法二十六条には義務教育は無償とするということでありますからね、やはりこの憲法の目標精神に近づけていくというのが日本は求められているのではないかと思いますからね、ひとつ五條市も憲法を目標にした努力を求めているというふうに思います。

次に（二） 子供医療費の助成事業に関する窓口負担の無料化についてでございますけれども、前回の議会でも申し上げましたように、この間子供医療費無料を実施している自治体が病院での支払いを窓口無料化した場合は、政府はペナルティーを掛けてきておりました。しかしこれについては全国的な大変な批判の声が広がりました、やっとこの二月二十三日の衆議院予算委員会分科会で厚生労働省谷内 繁大臣官房審議官は、ペナルティーについては二〇一八年度、来年からですね、未就学児までは行わない、小学校入学前までの方、ゼロ歳から小学校前までの方に窓口での無料化をしてもペナルティーは行わないという答弁をしておりますから、この間もう答弁もされておりますからね、もう御存じだと思いますけれども、今までペナルティーがあるからできないんだという答弁やっただけですからね、最低ペナルティーを掛けないというゼロ歳から小学校へ入学前までの児童に対する窓口無料化に対しては五條市も奈良県もスタートを切るべきだというふうに求めますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 竹本すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（竹本勝治） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

窓口負担への助成方式につきまして、現物給付方式による助成では国民健康保険国庫負担金の減額調整の対象となることから、奈良県においては、県内統一で自動償還方式により助成しておるところでございます。

平成二十八年十二月に、厚生労働省として、平成三十年より未就学児までを対象とする医療費助成については、減額調整措置を行わないこととすることが決定されました。今議員お述べのとおりでございます。

これを受けまして、奈良県と県内市町村で、福祉医療制度における現物給付方式に係る勉強会が行われ、導入に係る課題や検討事項を協議しております。

その勉強会におきまして、現物給付方式の導入にあつては、県内市町村の意思統一が図られること、また、奈良県医師会等の関係団体、病院や薬局等医療機関、審査支払機関である奈良県国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金など多くの関係機関との協議及び調整、さらにはシステム改修費用など、県全体で取り組むべき多くの課題や検討事項が挙げられました。

このような、様々な検討課題を県と市町村との間で、また、市町村間で認識を共有化した上で、今年度中に現物給付方式について、一定の方向性を見いだすべき協議を深めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 方向は進める方向で検討されるわけですからね、奈良県にも頑張ってもらい、五條市は奈良県下の市町村のリーダー役としてあらゆる会合でリーダーとしての責任を果たしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

次、（三） 就学援助対象者の入学準備費の入学前の支給についてということ、この件につきましては昨日からの各市議会議員の皆さん方に答弁されておりますから、もう分かっているわけですから、ただ正確な答弁を求めていますけれども、文科科学省の言っているのは、生活保護世帯と同水準の要保護世帯、という表現をされています。だから生活保護世帯の方は、教育委員会は関係ないと思いますけれども、教育委員会と福祉の連携で要保護世帯、準要保護世帯の方とともに生活保護の皆さん方にも入学前の入学準備金を支給させていただくという方向で頑張っていたきたいということを申し上げて、次にいきます。

（四） 大学の給付型奨学金の拡充についての政府への要請についてということでございます。

御存じのように、今国立大学の年間の授業料は約五十三万、私立は八十六万、こうなっているわけです。これを払っていくために大学に入学しても返済しなければならぬ奨学金を借りて返済しながら頑張っている学生の方が大変多くなっております。主な額を申し上げますと、月に八万から十二万の学生が多いと、中には月十七万の学生もおると、そして大学を卒業してから非正規の教職員に就いた方の中でも、まだこれから奨学金を払っていかなくとも、中には月十七万の学生もおると、そして大学を卒業してから非正規の教職員に就いた方の中にも、長い間大学を卒業してから奨学金を返していかなくとも、たくさんおるわけです。

この問題の解決に、国の多くの国民から批判が上がってまいりまして、やっと政府は返済の必要のない給付型奨学金を来年度から約二十万人を対象に実施すると、こういうことを発表しました。しかしね、皆さん、二十万人と言ったら大学先のどれくらいの方の割合になるのかと言いますと、現在、住民税非課税の世帯の方で大学へ進学をされている方が六万人おります。住民税非課税でも頑張っているのです。六万人の中で、今政府が言っているのは二十万人ですからね、住民税非課税の中で頑張っている方の六万人のうちの二十万人しか該当しないのです。

奨学金を借りている方はどれぐらいおるかと言いますと、大体百三十二万人です。百三十二万人ですから、そのうちの二十万人ですからね、

もう該当する方はほんの少しだけです。だからやはり最低奨学金を現在借りている百三十二万人の方の約半分は、いわゆる借りられるくらいの給付型奨学金制度を作るように政府に求めていくべきではないかと、そして月々の給付額もやっぱり政府が言っているのは二万円からスタートしていきますから、二万円ではなしにもう少し引き上げて、三万円以上という引き上げた額を実現するように教育委員会としても五條市としても政府に求めていくべきではないかというふうに考えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

大学進学に係る費用については、所得の多寡にかかわらず相当の額が必要とされるため、低所得世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高く、その経済的負担が重くなっているのが現状です。こうした中で、給付型奨学金は、経済的な理由から進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しする制度であり、教育委員会としても意義のあることと捉えています。本来に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充について、本市としても他の市町村と連携を取りながら、国に要請してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ひとつその姿勢で頑張っていたきたいと。

（五） 就学援助制度全体の市民への定期的な報告についてということですが、この間私も勉強させてもらって明らかになったように、就学援助をしていただいている制度は生活保護世帯の方、そして要保護世帯の方、準要保護世帯の方、このようにあるわけですが、しかしこれで全て生活保護世帯以外の方は申請しなければ、いわゆる該当なるかどうか分からないわけですね。だから市民の皆さん方はこういう制度があるということを全市民の皆さん方に、今のこの時期はお知らせすることが大事ではないかと思えますけれども、教育委員会としても担当教師の皆さんへお願いするとか、メール等々を活用してやっているというふうに言われますけれども、やっぱりそれでは全ての市民の皆さん方には行き届かないのではないかと思えます。だから広報五條を通じて年一回はこういう就学援助制度等々があるということを皆さん方に報告させてもらおうべきだと思いますけれども、その点はどうですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

就学援助制度については、各学校に対し制度を書面にて通知したり、教育委員会のホームページや市の広報に制度を掲載したりして周知しています。

また、実際には、学校の窓口で児童・生徒の家庭環境を把握することが多いことから、学校との連携を密にし、援助のいる子供たちを早期の段階で見出し、福祉関連機関等につなげられるよう努めています。

今後も、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くよう就学援助等の支援施策の広報を強化するとともに、個別の問い合わせ等にも丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 私、今広報五條と言いましたけれども、答弁の中に広報五條を通じてやっているということがありましたので、大変勉強不足ですけれども、今答弁された姿勢を継続されて、さらに皆さん方に行き届く報告をお願いしたいというように思います。

大きな二番、憲法を生かした学校教育についてに移ります。

（一）憲法から考えた道徳の教科化の問題についてでございます。

御存じのように、今道徳の授業といますのは、教科外の活動という位置付けでやられております。しかし、小学校は来年度、中学校は再来年度から、この道徳を正式教科に格上げして教えていくということになるわけですね。

教育委員会の方、皆さんも、ほかの方も御存じやと思いますけれども、今までの教科外の活動と正式な教科にされた場合の違いは、教科外の活動の今までは、評価、昔でいう通信簿がないわけです。しかし今度、正式教科にされたらこの道徳の評価があって、いわゆる昔でいう通信簿を学校の先生が付けなければならないということになっていくわけですね。

その評価項目はもうたくさんあります。小学校は一年から二年までを対象とした評価、小学校三年から四年までを対象にした評価、小学校五年から六年を対象とした評価、そして中学生を対象とした評価として、評価項目は十五以上あります。昔から言われている「親孝行」とか何も問題のない評価項目もあるのですけれども、やっぱり問題なのは、「国や郷土を愛する態度」というところで、中学生には評価の内容としてはこのようになっていきますね。「優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人として自覚を持って国を愛し、国家及び社会の形成者としてその発展に努めること」とね、これが評価項目の中に入っているのですね。これ国を愛し……という、その評価を担

当の先生はしなければならぬわけですね。愛している程度の表し方はあるでしょうか。国を愛している程度の表し方、学校の先生はどのように評価したらいいのですかね、これ。

御存じのように、生まれた子供さん、そして小学校・中学校行く子供たちの中に日本を嫌いになるうと思っている人なんて誰もおりませんね、一人も。やはり大きくなるにつれて、現実の厳しさや政治の問題等々を知るにつれて、中にはやっぱりもう外国に行つて住みたいという方も出てくるわけです。だから現実には外国に行つておられるわけですからね。だから日本の憲法には二十二条で、「何人も、公共の福祉に反しない限り、住居、移転及び職業選択の自由を有する。何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。」とこうあるわけです。憲法ではもう既にこれだけの自由と思想、信条、信教の自由を保障して、表現の自由も保障しているわけですわな。だから現在の素晴らしい日本国憲法に比べたら、道徳の教科を正式教科にして今申し上げましたような国を愛するということを評価項目に入れて、学校の先生に通信簿を付けさせるというのは、こんなんは大変、今申し上げた日本国憲法からしてもこれはいいことがないのではないかと思いますね。

だから私は、やはり今道徳の教科書を五條市立図書館で展示されていますけれども、もう済んでいますけれども、やはり市民の皆さん方のまた学校の先生方の意見もよく聞いて、その意見を文科省に、政府に上げていくべきだというふうに考えますけれどもいかがですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

「道徳教育は教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標にする」と学習指導要領に記されています。

教育委員会としても、児童・生徒が自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度を育てることは大切であると捉えています。

また、現代社会におけるいじめの問題、少子高齢化の進行、情報通信科学技術の進歩、グローバル化の進展といった社会状況においては、一人一人が、道徳的価値の自覚のもと、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質や能力を備えることが重要と考えます。

なお、道徳科の評価は、他教科の評価とは異なり、数値評価は行わず、児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長を継続的に把握し、変容

を文章で表記するものとしています。

本市でも、このような趣旨を踏まえ、道徳教育の推進を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 先ほど明らかにさせてもらったように、評価項目、これだけたくさん国が先に決めて、これを目標にどこまで子供たちがなっているかどうかというようなことを評価するというのはね、政府文部科学省の考え方、価値観を先に決めて、それを基準に評価するわけですからね、今明らかにした憲法の十九条、思想・良心の自由、信教の自由、そして外国への移住、国籍の離脱の自由、学問の自由、こういった日本国憲法の人権条項から言えば、今部長が答弁されましたけれども、それはやっぱり大分問題があるんじゃないですか。だから今こそ、我々は憲法の人権条項に基づいた学校の在り方、教育の在り方というものよく考える必要があるのではないかと、思うように思います。ひとつ頑張ってください。

それでは次にいきます。

（二）憲法から考えた学習指導要領の問題についてでございます。

学習指導要領が改訂されて、四月一日くらいに発表されたわけですけれども、改訂された問題点は約十二あります。しかしそんな全部今日はここで申し上げられませんので、三点に絞って明らかにしたいと思います。

まず改訂の一つは、幼稚園や保育所の児童に「君が代」、これを勧めるわけですね。しかしね皆さん、君が代の歌詞の内容は天皇主権の世の中がいつまでも続くようにという歌詞なんです。しかし今の日本国憲法は、主権は国民で天皇は象徴で、国政に関する権限は有しないと、こうなっているわけですね。だから君が代の歌詞というのは現在の日本国憲法から言ったらやっぱり適した歌詞ではないのではないかと思いますね。そして数十年前に「君が代」は国歌として国会で決まりました。「日の丸」を国旗として決めました。決まったのが平成十一年の国会ですね、そしてこの議案を審議した審議の中では政府の答弁は、国旗・国歌としては決めるけれども義務付けはしない、無理強いはしないという審議の中で答弁をしているわけです。だからこれはね、国旗・国歌として決まっても強制はできないのです。むしろ憲法の平和条項から戦争放棄という平和条項から比べたら、国民にこんなことを強制できるはずがないのです。今しかしこの学校指導要領の改訂でこれを文部科学省は政府と文部科学省に入れてきているわけですね、だからこれも憲法条項に比べていいことがないということで、市民の皆さん

方の意見も聞かれるとともに、教育委員会としても文部科学省、政府に意見を上げるべきだということを申し上げたいというふうに思います。そして学習指導要領のもう一点は、中学校の体育に柔剣道を選択できるようにしたわけですね。選択ですから強制ではありませんよ。しかし武道には幾つかありましたわね、御存じのように、その中には今までは柔剣道というのは鉄砲の先にやりが付いているやつを言うわけですわ。それはなかったわけです、武道の中には。しかし今度、政府文部科学省はその鉄砲の先にやりが付いた柔剣道を中学校の武道の選択に選んでもよろしいですよこうなったのです。これが学習指導要領の内容の二つ目ですわ。これも平和憲法に照らして今頃から鉄砲の先にやりが付いたようなそんな武道を国民の皆さん、子供たちに教える必要はないん違いますか。

学習指導要領のもう一つの改訂は、小学校三、四年生から外国語、つまり英語ですね、いわゆる体験的に触れる活動させるということですね。現在は小学校五年、六年の皆さん方に体験的に英語等に触れる活動をしてもらっているわけですね。これを三年、四年生に引き下げるわけです。そして今の五年、六年の皆さん方はどうなるのかというと、ほかの教科と同じように英語は教科書になるわけです。だから教科書になつたら、先ほどの道徳の教科と一緒にです。いわゆる評価されて通信簿に付けなければならぬと、こうなりますわね。今、五、六年生の皆さん方の英語の通信簿はありませんわね。ありますか。そうなっていくんです。ところがね、やはり小学生の小さいころから外国語、英語を教えた方が良くかという意見は大きく言うて政府の審議会の中でも分かれています。私はこの間、申し上げましたように、余り小学校の低学年から外国語に触れさせることよりも、もっと日本語に慣れてもらう日本語を勉強してもらうことが大事だということをこの間、日本学術会議の見解をもとに明らかにしてきましたけれども、今回そういう意見を持っておられる方を紹介しておきますと、愛知県立大学外国語学部准教授で、英語と日本語の同時通訳に携わっておられる袖川裕美准教授です。この方、同時通訳ですよ、ただの教師じゃないわけです。この方は「英語を小学生から教えるよりも、国語力を高める方がいわゆる英語を深く理解するためにも大事」やと、こう言うてはりますわね。だからこの見解が分かれておりますけれども、ひとつ子供たちも先生方も大変勉強に追われているわけですね。学校の先生なんか世界一忙しい仕事をしていると、国連では指摘されているほどですわね。だからその上、英語を三、四年生から慣れさせてもらって、五、六年の皆さん方を教科化したら子供たちもまた詰め込み教育に追われ、先生たちもまた一層忙しくなると、こうなっていくわけですからね。今回の学習指導要領の改訂点は、やはり基本的には憲法に照らして良くないのではないのかなというふうな専門家の中では意見は分かれますけれども、そういう見解の方も多いわけですね。

したがって、教育委員会としても市民の皆さん方の意見をよく聞きながら、こういう問題点を文部科学省、政府に上げるべきではない

かと思えますけれどもいかがですか。

○議長（吉田 正） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

学習指導要領等は、日本国憲法及び教育基本法の制定を踏まえて作られた学校教育法等に基づき、国が定める教育課程の基準であり、教育の目標や指導すべき内容等を体系的に示しています。

各学校は、学習指導要領に基づき教育課程を編成し、年間指導計画や学習指導案等を作成し実施するものと定められています。

今回の改訂では、子供たちに求められる資質・能力を社会と共有する「社会に開かれた教育課程」を重視し、理数教育や道徳教育の充実、伝統文化に関する教育や外国語教育の充実などが盛り込まれています。

また、現在の外国語教育においても、小・中学校を通じた外国語活動の充実が一層求められています。

本市としても、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、より充実した教育活動を展開してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 答弁にもありましたように、学習指導要領は教育内容の基準であつてね、法的拘束力はないのです。国会議員の賛成多数で決めた違いますね、これ。だからその辺も理解いただきまして、意見は意見として上げていくという五條の子供たちの、いわゆる総合的な学力の向上と体力、精神力、能力の総合的な成長を総合的に目標にして頑張っていたということが大事ではないかなというふうに思いますので、頑張ってください。

大きな三番、地震に強い安全便利で節約された新庁舎の建設についてに入ります。

大変な重要な事業でありますけれども、失敗してはならない点も多くありますから、この間いろんな検討委員会を立ち上げて、市長部局も市議会議員の委員会としても、意見を交わしてまいったわけです。

その中で理事者の皆さん方が平成二十八年十二月に建設基本計画を立てられて、既に設計については久米設計とウエスコ設計共同体に契約されているという、この時点にあるわけですね。だから大変重要な時期にありますので、今回質問させていただくわけですが、この間市民の皆さん方からのアンケートもいろんな種類のアンケートを採っていただいておりますから、かなり努力はしていただいているというよ

うに感じております。しかしまだまだ地震に強いそしてまた市民の皆さん方に便利で安全なそして先ほどから各議員の意見にもありましたように、お金は限度があるわけですからね、節約された庁舎を実現するために、今日は取り上げさせてもらった次第ですけれども、私の主な質問はこの基本計画の五十一ページから始めます。

五十一ページですね。ここには新庁舎の施設構造及び機能配置等ということで、(一)施設の構造とありますね。構造についてはいわゆる形式は鉄骨造、もう一つは鉄筋コンクリート造、もう一つは合わせた鉄骨鉄筋コンクリート造、木造と、形式はこの四点を挙げられております。そして耐震安全性の設定では、やはり新庁舎の本館は構造体の「I類」、建築非構造部材は「A類」、建築設備は「甲類」というように決められておりますけれども、これは耐震から言えば一番地震に強い建物ということを目指していただいているわけですね。だからこれはこれでいいのですけれども、しかしここでこのいわゆる構造を検討する上において、もう一つ重要なことが抜けていると私は思うんですね。というのはね、五條市の大きな災害を想定しますと、地震ともう一つありますやろ、火災が。地震による津波はまあ一〇〇パーセントないですやろ。紀伊半島からここまで津波は来ませんからね。しかしダムの関係はある程度は想定しておかなあきませんけれども。しかし火災が入っていないのですね、全然ここには。

御存じのように、この間阪神淡路大震災でも東日本大震災でも地震によって火災が起こって、火災がものすごい発生したわけですね、だからやっぱり地震直接の被害と二次被害による火災の被害と大きな被害が分かれているわけです。

火災の状況を見ますと、やはり火災でも建物の柱が残っているのは大体やっぱり鉄筋コンクリートの建物が残っていますけれども、鉄骨はやっぱり高熱になりますと変形しますからね、大きな建物の火災で高熱になった場合は、鉄骨造は変形していますからね。だからやっぱりこの中に火災の場合も想定した検討をこれからしていくべきではないかと、もう既に設計業者を決めていますけれども、いよいよこれから実設計に入って、設計業者と市の代表者がこれからまた検討を進めていって、最終的にどういう設計にするか、どういう構造にするかということは結論出さなあかんわけですからね。その上において、私は火災も入れるべきだということ指摘しておきたいというふうに思います。

そして……、ちよつと議長、複雑になりますので、この点でひとつ答弁いただいておりますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

まず基本的なところを述べさせていただきます。

地震対策、安全対策につきましては新庁舎が防災拠点となることから、十分な機能確保が求められる施設と位置付けています。

国土交通省が耐震安全性の目標を定めた官庁施設の総合耐震計画基準に基づき、基本計画においては建物の耐震安全性の目標について設定しております。

分類については柱、はりなどの構造体、天井材や窓ガラスなどの建築非構造部材、建築設備に分かれており、新庁舎についてはそれぞれ最上位の目標を設定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 皆さん、頂いたこの本を読み上げていただいたわけですが、しかし具体的な地震に係る、大地震の表現は入っていますけれども、火災というのはどこを見ても入っていないのと違いますかね。だから防災ということに含むという答弁ではありませんけれども、重要なことで漏れたらあきませんので、私としては火災の場合も具体的な検討課題としてこれから検討されるように強調しておきたいというように思います。

引き続き、この計画書の中の五十四ページ、見てくれますか。この中で耐震構造、免震構造、制振構造の特徴という、これ説明してあるんですな、ここにね。それぞれ地震の際の揺れ方、メリット、デメリット、構造というところがあるわけですが、一番下の構造ですね。構造のところではちよつと意見があります。これは、耐震構造にするか制振構造にするか免震構造にするかは敷地のボーリング調査の結果も合わせて検討することになっておりますので、皆さん方は分かっておりますか、皆さん方は分かっておられるかも分かりませんが、やっぱり構造として耐震構造にしても、制振構造にしても免震構造にしても、どれも地盤は強化しておかなければならないのではないかと思います。地盤は。免震構造やから地盤はそんな余り強化しなくても柔らかくてもいけるといいうものではないかと思えます。だからここで強調しておきたいのは、どの構造形式を取り入れても地盤の強化だけは今、これからですか、ボーリング調査をしていただいた結果で地盤を強化しておかなくてはならないのではないか。

地盤の強化にはもう皆さん方御存じのように、シダーアリーナがやったような百本近い杭打ちとか、そして何ぼボーリングしても岩が出ていかない場合は面積の分厚い捨てコンをするとか、いろいろ専門的にはいろいろやり方があるわけですからね、どちらにしたかって地盤の強化を求められるのではないか。それとですね、耐震構造、制振構造、免震構造した場合の建設費の比較が大体でもしておかなければいけない

と思うのですけれども、この点は事務局方ではやられていないのかどうか、この二点、お聞きしたいと思います。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

まず基礎地盤についてであります。現在ボーリング調査をしてその結果によりまして今後検討してまいる課題かと思っております。

次に、耐震、制振、免震の経済比較ということですが、これにつきましても基本設計の中でメリット、デメリット、そういうのを考えた中で決定していく段階でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）私として、参考意見として申し上げておきたいのは、耐震構造にするか制振構造にするか免震構造にするかの結論を出すときに、一つの検討課題に入れてもらいたいと思うのは、耐震構造は大体五條、この間建ててきた学校の建設とか消防署の建設とかいうのは大体耐震構造でやってきていると思うのですね、五條はね。しかし制振構造とか免震構造というのは、五條はまだ経験がないと思うのですね。だからほかの自治体、ほかでやっているところがあればその経験をやはり取り入れて、これから市役所庁舎を建てたら最低五十年、それ以上を目指した建物にせなあかんわけですからね、何年何十年経っても壊れないような建物にせないかんということになりますからね、五條市の経験のない制振構造、免震構造の場合はほかの自治体でやっているところをよく調査をすべきだということに思いますね。まあ免震構造は南奈良総合医療センターは確か本館は免震構造をやったというふうにパンフレットでは書いてあったと思うのですけれども、本館が免震構造であったのかほかの出先が免震構造であったのかそれもよく調べていただいで。そして奈良県で免震構造にして何年何十年と経っても維持費がそんなに掛からなくて、機能が發揮されているようなところがあるのかどうか、それもよく検討をね、実際やっているところの検討が必要だと思うのですね。

起こってから言うてもあきませんので言っておきますけれども、この庁舎の免震構造に使われたゴムが、不正ゴムで問題が起こったのが数年前にありましたわな。企業名、もう言わんときますけれども、何とかゴムですわな。企業の名誉にもかかわりますから、分かっていますけれども、言わんけれども、そういうゴムもあるわけです。しかし今五條の区間、京奈和自動車道ができていますけれども、道路の橋梁を支えているのはほとんどゴムです。道路の橋梁のあの一区間の重さとこれから五條市が計画している庁舎の重さとしたらそれは比べものにならない

くらい庁舎の方が重いですからね、やっぱりゴムで支えるということは、かなり実際数年数十年前にやっているところを調べて、よくその経験を聞くべきだというふうに思いますね。

皆さん方この間、研修に行かれたところは免震構造で建っていますけれども、ほん最近ですからね。何年も何十年も経っていませんからね、いいか悪いかはまだちよつとはつきり分かりませんわな。だからその辺ひとつ耐震構造、制振構造、免震構造をする場合の結論を出すのは大変経費にもかかわるわけですからね、経費にも。

免震の場合は、定期的な点検をして、もし支えているゴムがあかんだったら交換せなあかんわけですからね。あの庁舎の大きな建物の下で支えているゴムを交換するわけですからね、大分費用も掛かりますやろ。だからその辺ね、五條が経験したことのないような構造にする場合には他の自治体の経験をよく勉強していただきたいと。

そして今回の一般質問でほかの議員から言われているように、やっぱり節約しなければならぬわけですからね、その点もよく考えて進めていただきたいというふうに思いますけれども、ひとつ答弁をお願いしておきます。

○議長（吉田 正）八田技監。

○技監（八田 護）大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

耐震構造、免震構造、制振構造につきましては、議員お述べのように慎重に検討していかなければならない事項ではありますけれども、インシャルコストだけではなくてトータルコストも含めまして、きちんとした比較をして決定していきたいと考えております。

現在は免震構造の方がトータル的には優れていると判断し、今検討を進めているところですが、その辺もきつちり今後整理していきたいと思っております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そしたら庁舎の件で次へ進めさせていただきたいというふうに思います。

もう一つは六十四ページ、新庁舎の施設機能の階別イメージ、ありますやろ。それぞれ皆さん方が考えられたんやからね、基本的には私は、一階にこの施設、二階にこの施設、三階にこの施設というのは、これはいいと思うのです。ちよつと心配なのは、機械整備関係ゾーンを屋上に持っていくということになっていますやろ。地震対策言うたらね、重いものを上にはあかんわけです。地震対策から言うたら。重いものは

下に持っていつてできるだけ軽いものを上に持っていかな地震があったときは揺れが大きくなるわけです。これは庁舎を建てなくてもこの間のいろんな建物の建設やら、私も小学校時分から小屋くらいは建ててきましたからね、そんな頭でっかちの建物を建てたら地震にはあきませんのだ。だから余りにも重いようなこの機械設備は上に持っていかんと、庁舎の中もいけませんから庁舎を建てている裏側の敷地に直接並べて設置する。大体この間議会からあちこちに研修に行かせてもらいましたし、いろいろ見てきましたけれども、昔のは大体機械類は屋上に設置してありますけれども、最近のは敷地ですわ。本庁舎から外に出した敷地、裏の敷地を利用してね、大体設置しています。だからそんな屋上に持っていかなくても、下の敷地に置いていいものは敷地に置くべきです。こんな重いものを屋上に持っていくのは、それはもう専門的な学問がなくても分かります、これはね。その辺ひとつよく検討されるべきだと。

特に、この庁舎建替えの目的の第一番は地震に強いと、そして市民の皆さん方に安全で便利に使ってもらえるというのが目標ですけれどもね、そのいろんな目標の中の一つに、議会棟の屋上の雨漏り、こういうの克服せなあかんという課題の一つなんです。だからこんな屋上に重いものを持っていったら、設置した一年や二年は雨漏りがせえへんでも、長年重いもの、振動のあるものを置いた場合は、何年何十年先には屋上にひびが入ってまたこれと同じように雨漏りするということになりますからね。そういうこともよく考えて、屋上の重たい機械設備というのはよっぽど検討せなあかんと思いますよ。強調しておきます。その辺ちよつと答弁願えますか。

○議長（吉田 正）八田技監。

○技監（八田 護）大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

もちろん雨漏り等については、構造上の問題等もございますので、その辺はきちんと設計してまいります。

それと、重いもの、重量を載せることによってコストが上がるようなことにつながるような設計にならないように、その辺は十分、コスト増につながらないような設計にきちんとしてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の答弁ではちよつと不十分かなと思うのですね。

敷地に設置した方が建設費が安くつく、維持費が安くつくということにもなりますわな。例えばね、空調設備なんかね、上に持っていったら一番屋上に持っていったら下に配管せなあきまへんわな、しかし敷地から三階に上げるのと、屋上から三階、二階を通過して一階に下げるの

としたらね、それはもう敷地から空調設備なんかね、配管を上げる方がそれは建設費も維持費も安くつくん違いますか。だからその辺ね、どうしても屋上に設置しないければならない機械類はしようがないとしても、そうでないやつは、今回は敷地はかなり余裕のある敷地に建てさせてもらうわけですからね、もつと敷地利用を考えたらいいのと違いますか。その辺強調しておきます。

それと先ほどから天井の雨漏りの対策とか、空調設備の配管、電気の配管等のこともありますし、またやはり地震に強いという建物にせなあきませんから、窓ガラスの問題もありますけどもね、その辺も細かいことではございますけれども、ひとつね。

それと天井の電灯ですね、できれば地震が起こっても職員さんの上に落ちないように電器の付け方、そういう電気器具は、今新しく開発されていなかどうかもよく研究されて、できれば頭に落ちらんような電器の設備にせなあきませんわね。そういうことも総合的に考えていくべきだと。

この前庁舎特別委員会でね、窓ガラスのことを言わせてもらいましたけれども、この横の防災本部になる建物ありますね、あそこはもう皆さん御存じのように窓ガラスは全部網入っていますわな。もう上から下まで全部、この議会棟は議会事務局の横だけやったと思いますけれども、災害対策本部の横の建物はもう全ての窓ガラスに網が入っています。だから緊急情報で、窓ガラスから離れるようにというようにあつたように、危ないガラスの横であれば割れた破片が飛んでくる場合があるからそう言うているわけですからね、だから全ての庁舎の窓ガラスに網を入れるかどうかは検討が要りますけれども、やはり高い階とか、災害対策本部また重要な役割を果たす議会や理事者等々ですね、重要などころへは壊れない窓ガラスをはめ込むということも大事だと思います。その辺、答弁は結構ですけれども、強調しておきたいというふうに申し上げておきます。

庁舎の、これももう今私、庁舎の件では(一)、(二)が一緒に質問させてもらっていますからね、(一)、(二)の最後一点、申し上げておきますけれども、このいただいた六十三ページに新庁舎の敷地利用のイメージというのがありますね。イメージにはもう既に北側に本庁舎真ん中に駐車場、南側に賑わいと、この基本計画には入れてあるわけですね、入れてあるのにこの間の特別委員会では今本庁舎を北にするか真ん中にするかちよつと検討中ですという、これが出てきたわけです。これが。この何年も掛けて作った基本設計の中に、もう入っているのに、入った後に変更になっている、変更はまだしていませんけれども、検討をまたし直しているわけです。この検討しなければいけない一番重要な理由を聞かせてください。

○議長(吉田 正) 平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一） 十二番大谷議員の御質問にお答えします。

現在、配置計画については、北側から駐車場、庁舎建物、賑わい広場として検討しているところであります。

平時においては賑わい広場と建物との連続性を確保し、建物内外で一体利用できるように計画しています。

また有事の大規模災害時において、被災者を建物南の賑わい広場側とし、自衛隊等の支援車両を北側に配置することにより、災害拠点機能を發揮できるように配置し検討しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 議長、お聞きしますけれども、私何時までですか。（「四時まで」の声あり） はい。

今、再検討中だという答弁やったわけです。しかし皆さん方の基本計画ではいったん方向を出しているわけです。理由は余りはつきりしませんけれども、いわゆる建物、庁舎を真ん中に建てた方が市民の皆様方に利用してもらいやすいのではないかと、同時に建物を真ん中に建てて駐車場を北側にした方が災害時の有効活用がいいのではないかとということでしたけれどもね。本庁舎を有効に利用してもらおうと思えば、駐車場は南の方がいいんですか。わざわざ裏から、庁舎かって表と裏と作らなありませんわ。裏からも入れますやろ、そないせなありませんわ。しかしね、大体庁舎の表側に駐車場があった方が、停めて庁舎に入ってもらうのが便利よろしいですわな、これ。それと災害時、災害時に避難される方を受け入れる場合でも、賑わい広場で、もう狭くてだめだというときは駐車場が空いておれば駐車場も活用せないかんわけです。ところが本庁舎を真ん中に持つてきて駐車場を裏にやったら、災害時の、いわゆる避難場所の活用としても、真ん中に庁舎の建物がありますからね、活用はちよつとね、不便になるん違いますか。私は特別委員会で結論を出す上においては、ボーリング調査の結果と周辺で住まわされている皆さん方の意見をよく聞いて結論を出すべきだというように申し上げておりますから、基本はそのことを実行して結論を出していただきたいと思えますけれども。ボーリング調査の結果、どこに建ててもいいと、また周辺の皆さん方の意見を聞いても北側だめだ、真ん中に行つてくれという大きな意見がないんですしたら、最初の皆さん方が立てたこの計画どおりの方が総合的に見て私はええと思えますね。これの執行権者は皆さんですからね、私は批判、監督責任しかありませんから、一意見は申し上げますけれども、執行責任は皆さんにあるわけですからね。決まった設計業者と最終的にどういう実施設計にするか、皆さん方の責任に掛かっていますからね、皆さん方の責任以上のことを私は申し上げませんけれども、それはよく検討せなあかんの違いますか。いったん基本計画で決めたのにまた変更しようということでは

討されておるわけですからね。ちよつと周辺の皆さん方の意見もよく聞いて、ボーリング調査の結果もよく検討して、悔いのない庁舎の位置にされるように強調しておきたいと思ひます。

庁舎問題の最後ですね、五條市と設計業者の責任による施工管理ということでございますけれども、今質問で私の質問と皆さんの答弁で明らかになったように、要するに大体の基本設計は五條市が作っているのです。そして基本設計、計画に基づいて設計業者とこれから実施設計、最終的な結論はどうするかという実施設計を決めていくわけです。その上で設計業者が設計するわけでしょう。だからこの過程を見たら、発注元は五條市であり、基本設計も五條市が作り、そして決まった設計業者との実施設計の最終結論も五條市の方針のもとに設計業者が設計しているわけです。もう一番詳しいのは五條市なんです。この庁舎建設に当たって。一番詳しいのは五條市やし、五條市の方針に基づいて設計した設計業者が五條市の次に詳しいわけです。その上で施工業者をこれから決めていって施工するわけですからね、この五條市の責任と設計業者の責任とこの工事を受けた施工業者の三者の責任で最後まで設計どおりの施工をしてもらうべきだと、新たに税金を使って施工担当者、業者がうまくやっているかどうかの管理業者をまた特別に決める必要ないん違いますか。その点どうですか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、設計業者とは設計業務のみについて契約となっております。

建築工事監理業務については、有資格者である建築士でなければ監理することができないこととなっております。

五條市としては、現在建築工事監理業務につきましては業者にお任せをするということで、業者選定の方法を取っております。

業者選定につきましては、競争入札としています。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そしたら今の答弁をどう解釈していいのか分かりませんから、もう一遍質問しますけれども、この建設基本計画を五條市が作ったと、これに基づいて設計業者がもう決まったと、しかしこれはこの中ずつと見ても実施設計については今後設計業者と検討して結論を出すとなっていてところが何箇所もあるのです。一箇所だけ読んどきますしうか。五十一ページ、「施設構造は、本庁舎において考えられる種別として大きく以下の区分があります。また、近年の他市事例の新庁舎整備においては、「免震構造」の採用が多く見られます。以下の

構造形式や免震構造の採用については、地質調査の結果を踏まえて再検討する必要があるため、新庁舎建設基本設計において検討するものとします。」とこうなっておる。ここで言う検討というのは発注した五條市と設計を受けた設計業者との両方で検討するということではないですか。またほかの専門業者を入札で決めて、その業者を入れて最終の実施設計を検討するのですか、それどないですか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

今設計業者と管理業者をまた別々にということですが、先ほど申しましたように、「別々にしたしたらあかんと私は言ってます。管理業者みたいたい必要ないって言うてますんやで、私の質問は、よく聞いてくださいよ。」の声あり）……………（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）だから、し尿処理場、二見の皆さん方の協力でやっとなることができたんです。ところが、いわゆる発注した五條市と受けた設計業者と施工業者は一つの業者でありましたわな、その受けた施工業者がうまく施工しているかどうかの管理をするために、いわゆる日産コンサルタントを施工管理業者に決めて管理してもらって、それでも二百近いクラックが入っているわけです。この日産コンサルタントに払った金額は二千六百万ですよ。し尿処理場の建設費は約十四億二千万円です。それぐらいの建物で二千六百万も払って管理しなさいと、施工をうまくやっているかどうか管理しなさいって、お金を払って決めておいて、二百近くクラックが入っているんです。だからですね、そんなことをしたかってそれだけの問題が起こっているわけですからね、やっぱり今度の庁舎の場合は、発注した五條市と設計を受けた設計業者、そして工事を受けた施工業者のこの三者で最終的な責任を持った建設工事をせなあきませんわ、こんなもん。

この間の特別委員会で施工管理業者を決められないかん法律的な根拠があるのかということ聞いてたら、それはないと言ってますからね、法律にもないようなことを市民の税金何千万も出して決める必要ないん違いますか。これはもう五條市の責任、設計業者の責任、どの会社が施工担当してくれるのか知りませんが、向けた施工業者のこの三者の責任で最終的に設計どおりの施工をやって、新たに施工管理業者を決めないでやるという腹で頑張ってください。

それでは次にいきます。

大きな四番、食糧の安全や日本農業等の重要性から考えた種子法廃止問題やTPP断念の政府への要請ですけれども、御存じのように、この間の国会で、昭和二十七年に作られた主要作物種子法という法律が廃止されました。この種子法の目的は、いわゆる日本の主要農産物であ

ります。稲・麦・大豆の優良な種子の生産普及促進が目的で、国と都道府県に種子の開発生産供給を義務付けていた法律です。この法律が廃止されたわけですが、これによってこれまで多様な品種が開発され農家に供給されてきましたけれども、これができるのではないかと、これが心配になっていきます。なぜかと言いますと、種子法の廃止とともに農業競争力強化支援法が可決されました。この支援法の中では民間の事業者が種子を生産するのに参入できることを認めたのです。今まで国・地方自治体の責任で素晴らしい種を作りなさいとなっていた法律を廃止して、民間業者が参入できるようになったのです。これを作りますと、もう過去の状況から言えば、財力の持った大きな企業がどんどん農産物の種子を作る業務に参入してくるという恐れがありますからね、法律を廃止されてもそんなことのないように、今までの素晴らしい日本の農業は、農家の皆さん方の努力とともに素晴らしい種子、種を国と自治体の責任で作ってきたということも大きいわけですからね、その辺を法律が可決、廃止された後でも意見を上げるべきだということも求めたいと思います。

そしてもう一つは、この間御存じのように、農産物を始めとする輸入品の自由化や関税撤廃等々を目指したTPP（環太平洋パートナーシップ協定）が今日本は参加しておりますけれども、しかしアメリカの政権が変わって新しい政権はTPPを断念しました。ところがこのいわゆる五月二十日、二十一日に開かれたアジア太平洋協力会議、APECですね、併せて開催されたアメリカを除くTPP参加十一箇国の閣僚会議では日本の石原経済再生担当相がアメリカを除くまず十一箇国でTPPを発効させようじゃないかと、その上でアメリカが後で参加するように日本が頑張るといふふうに主張しましたけれども、他の十箇国の外国はそれは承認しなかったわけですね。そんな中で、アメリカはTPPから断念したけれども、何を狙っているのかといいますと、日本とアメリカの二国間の自由貿易協定、これを目標にしているわけです。この日本とアメリカの自由貿易協定、FTAが結ばれたらTPP以上の農産物始め日本の生産物やら主要な事業の自由化、関税の撤廃ということが起こり得ると言われております。だから、アメリカの大統領が変わってTPPをアメリカが断念したからもうTPPは進めへんやろということにもならないし、いわゆるアメリカと日本の二国間自由貿易協定がやられたらTPP以上の日本は負担を強いられるということにもなるという、この点を農業の盛んなこの五條市としてはよく捉えて、そして政府に種子法は廃止されたけれども、今までの体制を崩さんと頑張ってくれと、TPPも断念するとともにアメリカとの二国間自由貿易協定は心配だと、よく検討せよという意見を上げるべきだということも思いますけれども、いかがですか。

○議長（吉田 正） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

食糧の安全につきましては、市民生活において最も重要で基本的なことであり、また、これに関連し国内農業を保護し自給自足できるような力強い農業を育てることは、本市においても非常に重要なことであると考えております。

今回の主要農作物種子法の廃止では、食の安全や多国籍企業による種子の独占などを危惧する声があり、またT P Pをめぐっては、アメリカの離脱や参加の是非について様々な意見があります。

市の代表的な農産物である柿や梅等の果樹、また米や畜産品などは農業者の皆様の御尽力により、高い品質やブランド力を備えております。今後も引き続き種子法の廃止やT P Pに関する国や県の動向を注視していきたくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）ひとつ頑張ってください。

最後、五、マイナンバー制度における情報漏えいの危険性と経費負担についての質問を行います。

御存じのように、約二年前にマイナンバー法が作られまして、一昨年ですかスタートしたと思っております。五條市の議会にマイナンバー議案が上がったのが一昨年の確か六月議会ですか、だったと思っておりますけれども、ところがですね、このマイナンバー法に基づいてマイナンバーカードを取得した人は日本全国では対象者一億二千万人のうち八パーセントなんです。一割もいっていないのです。一〇パーセント。

五條ではマイナンバーを増やされた方の人数は何なのか。

その中で、マイナンバーカードを作られた方は何人か先に答弁してくれますか。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

個人番号カードの月次報告というものがございまして、これに基づきますと、平成二十九年五月末現在でございしますが、本市の交付枚数でございしますが、二千三百五十四枚というふうになってございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）交付という表現がありましたけれども、マイナンバーカードを作られた方というふうには解釈していいのかどうか、そして

番号は政府が勝手に決めたんですからね、それが五條市に下ろされますやろ。政府が決めた番号の人数は何やったんですか。

○議長（吉田 正） 和田総務部長。

○総務部長（和田剛明） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま申し上げました、私の手元にございます月次報告に基づきますと、到着枚数というのがございまして、到着枚数が二千六百二十一枚になってございます。いわゆるこれが、ただいまの議員が御指摘されたものというふうに承知をしております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） このマイナンバーに関して、総務省は市町村が事業者に郵送する住民税の特別徴収額の決定、変更通知書に従業員のマイナンバーを記載するよう指導しておりますね。しかし漏えいの危険性などの指摘を受けて、この間東京の中野区とかそのほか仙台市でもマイナンバーを通知書には記載しないという方針を決めているわけですね。

この情報の漏えいは、この間テレビ、新聞報道を見ていましたら全国に何回か起こっていますけれども、だからこういう東京の日野市、仙台市は通知書には記載しないというふうに決めているわけですけども。

この通知書に記載した場合、それを受け取った事業者は厳重な管理が義務付けられているらしいですね。この厳重な管理費もかなり高く付くらしいですね。だからマイナンバーを通知書に記載しないということは機密漏えいを防ぐとともに、事業者の維持管理負担費も軽減できるということらしいですね。

だから五條市はこれからおきましては、特別徴収税を受けて通知書へのマイナンバー記載の中止をすべきだというふうに求めますけれども答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正） 大谷議員、あと五分でございます。和田総務部長。

○総務部長（和田剛明） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員御指摘の個人住民税に係る特別徴収税額通知につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、この規定によりまして、平成二十九年度分以降の特別徴収税額決定通知書より特別徴収義務者と市町村の間で正確なマイナンバーが共有され、個人住民税の税務手続を通じて公平公正な課税やあるいは事務の効率化を図るためマイナンバーを記載することとされたところでござい

ます。

これを受け、当初本市におきましては、マイナンバーを記載して特別徴収税額決定通知書を発送する方向で進めておりましたが、郵便の誤配達などによる個人情報の漏えい防止、あるいは個人情報の保護などを考慮いたしまして、マイナンバーの下四桁、これにマスクをいたしまして送付をするということにいたしました。以上でございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）できるだけね、他の市もやっていますように全部の番号を記載しないように頑張ってください。

この間のね、五月十六日の国会の総務委員会で我が党の国会議員が明らかにしましたけれども、このカードの申し込みを使う個人情報と顔写真データが警察の求めに応じて提供され、捜査に利用されていることが明らかになっていますね。これは警察に提供したのはいわゆる全国の自治体がマイナンバーカードの発行業務、データ保存を委託している地方公共団体情報システム機構ですね、J・LISです。だからこの法律は国家機関の警察から求められたら情報を流せるという法律になっているわけです。

皆さん方、情報が漏れんように頑張ってください。国家機関に求められたらもう情報は流れるようになっていくのです。だからその辺もよく考えて、市民の立場に立って頑張ってください。

最後、五條市のマイナンバー議案が提出されたのは一昨年の六月議会だったと思いますけれども、この議案が可決されてから以後、これに関する費用は五條市は全体として何ぼか、そのうちの五條市の負担は何ぼ、国の負担、県の負担が何ぼなのか、ちよつとそれを明らかにしてもらえますか。

○議長（吉田 正）五十秒しかないから端的に答えてください。和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

経費でございますが、当該経費につきましては合計で一億三千万円でございます。うち六千七百七十万円が国庫補助金として交付されているところでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田 正）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） どうもたくさんさんの質問になりましたけれども、基本は皆さんと同じように五條市民のためになる五條市政を目指してさせていただきます。

どうも御苦労さんでございました。

○議長（吉田 正） 以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、四時十五分まで休憩いたします。

午後四時零分休憩に入る

午後四時十四分再開

○議長（吉田 正） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（吉田 正） 日程第二、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 報第四号 平成二十八年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

○議長（吉田 正） 報告を求めます。上田土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 上田幸則登壇〕

○土地開発公社事務局長（上田幸則） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第四号、平成二十八年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告についてを地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の土地開発公社平成二十八年度決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。  
それでは、一ページより平成二十八年度五條市土地開発公社決算書についてを御報告申し上げます。

最初に、一、収益的収入及び支出についてでございますが、公社の平成二十八年度の経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と全ての費用が、現金収支の有無にかかわらず、発生の事実に基づいて計上されるものであります。

まず、収入の部におきましては、土地開発事業収益の予算額三億二百九十九万九千円に對しまして、決算額は三億二百八十七万七千八百八十九円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります、事業収益につきましては、三億二百万円となっております、公共用地の売却による収益でございます。

内容といたしましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に伴いまして国土交通省近畿地方整備局、五條市並びに五條市土地開発公社の三者によります用地の先行取得に関する契約に基づきまして、当社が先行取得しております事業用地につきまして、近畿地方整備局への買戻しによります売却収益といたしまして、二十五年年度国債分としまして一億円、二十六年年度国債分としまして一億二百万円、二十七年年度国債分としまして一億円の合計三億二百万円となっております。

次に、第二項の事業外収益につきましては、事業収益とは異なり、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益で八十七万七千七百八十九円となっております、受取利息一千四百七十六円及びJR五條駅前臨時駐車場使用料五十六万七千五百円並びに各事業用地の土地の貸付料二十三万八千八百十三円となっております。

続きまして、支出の部でございますが、土地開発事業費用の当初予算額二億九千八百七十四万一千円に對しまして、決算額が二億九千五百七十五万二千五百七十七円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の土地開発公社が主たる事業に要した費用であります事業費用につきましては、二億九千五百二十六万一千八百三十七円となっております、事業用地の売却原価二億九千五百五十五万二千九百五十七円及び事務的経費を支出いたしております一般管理費十萬八千八百八十円でございます。

次に、第二項の主たる事業活動以外の活動によりまして生じたものであります事業外費用につきましては、四十九万六千七百七十円となっております、光熱水費等、JR五條駅前臨時駐車場の管理経費でございます。

次に、第四項の予備費の五十万円につきましては、その全額が不用となっております。

引き続き、二ページを御覧ください。

続きまして、二、資本的収入及び支出についてでございますが、資産の処分の有無にかかわらず、資産を増加させるための支出や負債を減少させるための支出及びこれらのために必要な資金を計上することとなっております。

まず、収入の部におきましては、資本的収入の予算額一億五千三百六十万円に對しまして、決算額が五千六百二十万二千二百円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の借入金につきましては、五千五百七十八万八千四百八十七円となっております。金融機関からの一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に係る借入金でございます。

当初予算としまして、一億五千三百万円を予算計上していましたが、平成二十八年度における用地並びに補償契約の実績としまして、用地契約に対する支払八件、六百六万七千五百二十円、補償契約に対する支払六件、四千九百七十二万九百六十七円となっております。その借入れをした結果としまして、予算額に比べ九千七百二十一万一千五百十三円の減となっております。

次に、第二項につきましては、四十一万三千六百十五円となっております。借入金利息に係る市よりの利子補給金でございます。

なお、当該借入金の内訳でございますが、恐れ入りますが、後ろの方二十ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、長期借入金現債高明細書でございます。今井島台工業団地他七事業用地並びに一般国道二四号五條地区歩道設置事業用地別に借入先、期首残高、当期増加高、当期減少高、さらに期末残高について記載をいたしております。

なお、平成二十八年度末借入金残高は、五條市から十六億五千四百四十八万円、南都銀行から五億三千四百五十九万五千五百九十九円の合計二十一億八千六百七万五千五百九十九円となっております。

恐れ入りますが、再度、二ページを御覧いただきたいと存じます。

続きまして、支出の部でございますが、資本的支出の予算額四億五千九百二十四万円に對しまして、決算額が三億六千五百七十七万六千七百七十二円となっております。

なお、借入金償還金に不足が生じたことから用地取得造成事業費から借入金償還金へ三百二万三千五百十三円を流用しております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、第一項の用地取得造成事業費につきましては、当初予算額一億六千二百九十四万円に對しまして、借入金償還金への三百二万三千五百十三円の流用の結果としまして、予算額一億五千九百九十一万六千九百四十七円に對しまして、決算額が六千二百二十五万三千七百十九円となっております。用地費五千五百七十八万八千四百八十七円、直接経費九十二万八千五百円、借入金利息四

百四十八万八千二百三十二円並びに草刈りに係る経費四万八千五百円でございます。

次に、第二項の借入金償還金につきましては、当初予算額二億九千六百三十万円に對しまして用地取得造成事業費からの三百二万三千五百三円の流用の結果としまして予算額二億九千九百三十二万三千五百三十三円に對しまして、決算額が二億九千九百三十二万三千五百三十三円となっております。事業用地に係る借入金の償還でございます。

内訳としましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に係る南都銀行への償還金としまして二億九千六百三十二万三千五百三十三円並びに五條市への償還金としまして三百万円となっております。

また資本的収入五千六百二十万二千二百二円が資本的支出三億六千五百七十七万六千七百七十二円に對し不足する額であります三億四百三十七万四千六百七十円につきましては、損益勘定留保資金で補てんをしております。

この損益勘定留保資金につきましては、収益的収支における費用のうち、現金の支出を必要としない費用でありまして、計数だけが帳簿上に計上される費用の合計額であり、公社の会計処理上、内部留保資金として資本的収支不足額の補てん財源として使用することができるものでございます。

引き続き、三ページを御覧ください。

ただいま、御覽いただいておりますものは、損益計算書でございます。平成二十八年度における当公社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益とこれに對應する全ての費用とを記載して、経営利益を表示し、純利益を表示するものであります。

一番の事業収益の三億二百万円から二番の事業費用の二億九千五百二十六万一千八百三十七円を引いた額であります六百七十三万八千六百十三円と、三番の事業外収益であります八十七万七千七百八十九円から四番の事業外費用の四十九万六百七十円を引いた額であります三十一万七千九百九十九円を足しました七百五万五千二百八十二円が平成二十八年度の純利益となります。

引き続き、四ページを御覽いただきたいと存じます。

ただいま、御覽いただいておりますものは、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書でございます。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第十八条の規定に基づく処理でございます。毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、損失を埋め、なお残余があるときは、その額を準備金として処理することとなっております。引き続き、五ページから六ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、貸借対照表でございます。平成二十八年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります平成二十九年三月三十一日における全ての資産、負債及び資本を記載したものでございます。

貸借対照日に導入されております資金が土地や固定資産などがどれくらい存在し、またそのために長期借入金等の資金がどのような方法で調達されているのかを対照表に示したものが貸借対照表であり、これによりまして資産と負債及び資本のバランス、当面の支払い手段の保有高等、財産状態が示されるものであります。

資産合計につきましては、二十七億九千七百三十五万三千五百四十五円に對しまして、恐れ入ります、次のページ、六ページの中ごろに記載しております負債合計の二十五億八千七百十六万七千七百七十六円と下から二行目に記載しております資本合計の二億一千八十八万六千三百六十九円で、負債・資本合計が二十七億九千七百三十五万三千五百四十五円となっております。

引き続き、七ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございます。平成二十八年度における当公社の現金の動きを明らかにするものでございます。

恐れ入りますが、三ページから七ページにおける各諸表の詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようよろしくお願い致します。

引き続き、八ページを御覧いただきたいと思っております。

続きまして、平成二十八年度五條市土地開発公社事業報告を申し上げます。

平成二十八年度事業の総括としましては、まず、継続事業といたしまして、国から依頼を受けております一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に伴う用地買収事務を完了いたしております。

その他の事業といたしまして、保有土地の暫定利用といたしまして、五條駅前整備事業用地を臨時有料駐車場として利用しております。また公社が所有する土地につきましては草刈等の実施に係る適正管理に努めるとともに、簿価上昇抑制の観点から、引き続き市基金から借入をしているところでございます。

引き続き、九ページを御覧ください。

当該項には、三といたしました。JR五條駅前臨時駐車場における月別の利用状況を記載いたしております。また、四といたしました。公社の経理状況について記載をいたしております。

引き続き、十ページを御覧ください。

当該項には、五といたしましたして、理事会における議決事項について記載いたしております。

さらに、六といたしましたして、職員に対する事項を記載いたしております。

恐れ入りますが、九ページから十ページの詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようよろしくお願いいたします。

引き続き、十一ページから十二ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますのは、財産目録でございますして、平成二十八年度における公社が所有する財産、すなわち資産及び負債の全てを目録にしたもので、この財産目録によりまして当該事業年度末における公社の正味財産が計算される書類であります。

まず、資産の部でございますが、合計で二十七億九千七百三十五万三千五百四十五円となっております。当該内訳といたしまして、土地開発公社の事業目的のための事業活動におきまして、経常的に又は反復して発生する取引に伴って、発生した資産であります流動資産につきましては、現金預金の九百三十五万五千三百八十五円、基本財産の五百万円、未収金の七百四十七円、事業用地の二十七億八千二百九十九万七千四百十三円の合計二十七億九千七百三十五万三千五百四十五円となっております。

次に十二ページの負債の部でございますが、合計で二十五億八千七百七十六円となっております。当該内訳といたしまして、長期借入金の流動負債に属さないものであります固定負債が二十一億八千六百七十五万五千五百五十九円、流動負債が四億百九万二千二十七円となっております。

結果としまして、差引正味財産は二億一千八万六千三百六十九円となっております。

十三ページ以降の附属資料につきましては、説明のほどを割愛させていただきます。

以上で、報第四号、平成二十八年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告についての報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）ちよつとお聞きするのですけれども、十九ページの事業資産明細書ですけれども、公共用地がずつと今井島台工業団地からずつと、一般国道二四号はもう結構ですけれども、これ今どんな状態というか、どんな現状で置いてあるのか、ちよつと上から教えてくださいか。

○議長（吉田 正）上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（上田幸則）十一番益田議員の御質問にお答えさせていただきます。

十九ページの事業資産の各事業用地の現状ということで、今井島台工業団地につきましては、五條中央公園の北側にあります島台のグラウンドがこの事業用地に当たっております。工業団地用地として保有しておるといふことでございます。

二番目の二見公共用地につきましては、JRの二見駅から昔の川端引き込み線、二見五丁目を通っております旧のJRの引き込み線になっておりますが、一部最終の花咲寮の建替え事業用地のところまでが二見公共用地となっております。今後事業用地として市の方で事業を展開していくんだと、そのように聞いておりました。草刈り等につきましては地元自治会等にお願しておるところでございます。

五條駅前整備事業用地につきましては……、「現状さえ言うてくれたらいいんや。一つずつ言わなくても。草生えとるとか、駐車場に使ってお金を上げとんのか、現状をね、それさえ言うてくれたら」の声ありすみません。有効利用している部分につきましては、上から三つ目の五條駅前整備事業用地を公社の臨時駐車場として一般の方に利用していただいております。

それと、あと……（議場に声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）駅前の整備事業用地やったら駐車場にしとんやろ、だから駐車場にしとるとか、北山の地区公共用地は何も使わんと草生えとるとか、それを順番に言ってくれたらええんや。

○議長（吉田 正）上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（上田幸則）すみません、失礼いたしました。

十一番益田議員の質問にお答えさせていただきます。

上から順番に簡単に状況を説明させていただきます。

まず、今井島台工業団地につきましては、草が生えた状態で駐車場、……空いたときに駐車場等々で利用していただいております。

あと先ほども申し上げました五條駅前整備事業用地については、公社の臨時駐車場として、それとほかの事業用地については、草刈り等維持管理をしているような状態で、事業用地としての用途としては活用されていないという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）今井島台工業団地はグラウンドに使るとか、それはそれでいいやけれども、二見公共用地は川端へ行く辺り、これは地元で草刈りをしてもらうと、駅前には駐車場にとると、北山からしたら……国道二四号はいいけれども、市道五條吉野線のとこまでは全部草が生えとると、何も使っていないということ。買ったままで簿価ばかり上がってきて草刈りにお金掛かるっていう、これは場所ですんけ。

○議長（吉田 正）上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（上田幸則）十一番益田議員の御質問にお答えさせていただきます。

公社としましては、市から先行取得依頼を受けてまして今ここに明記されております事業名で活用するという事で先行取得をしております。ただ市の事業の進捗等々、先が確定していない中で、この事業用地につきましては草刈り等維持管理をしているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）そしたら、北山地区公共用地から全部、これは公社で、市が何かしようと思って買ったことはよく分かつとんねん。それが塩漬けになってきて、こんなしとつたらあかんとかなり整理ができてきた。できてきたけれども、今は土地も安いし、売ろうと思ったかっでも簿価より安く売らんなん、現状やけどね。これは最近買ったやつないやん。ずっと昔からこの名前出ているわけや、国道二四号は別やで。上から三つが何とかグラウンドに使ったりしている、二見公共用地は地元の人に草刈りしてもらって、そしたら二つだけかえ何とか使とんのは、そんなん五條駅の駅前北広場整備事業用地とか五條駅南北連絡道代替地とか、五條駅南北道事業用地とか、こんなん駅前のあそこら辺にあらうと思うんやけれども、これは何も使っていないの、（こら）。

○議長（吉田 正）上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（上田幸則）十一番益田議員の御質問にお答えさせていただきます。

ちよつと一部説明不足となっております、事業用地名であります五條駅南北連絡道代替地であったり岡口道路改良事業用地、これは旧の五條高校の上で、公社先行取得で持っておりますが、今回の新庁舎建設に伴います道路拡幅事業ということで、市の方で道路改良用地として買収をしていただく予定となっております。

あと今おっしゃられた駅前の事業用地等々につきましては、現状ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）駅前辺りの土地、現状って、そのまま、南北の道付けけるということで買ったんやと思う、連絡道を付けるために。あそこらの土地、そしたら遊ばして放つてあるのかえ、これ。

あこらやったら何とか利用度とか、借りてくれる人とかさあ、駐車場ができるんか、道あるんか分かんけれども、現状全部把握していないので分かんけれども、こんな塩漬けにしとくんやったら、そら山の方や何とかというんやたらともかく、何か考えられへんの、副市長、どうですんで。副市長の名前で出とるんやろ。あんたここの代表になつとるんやろ、理事長や。

○議長（吉田 正）樫内副市長。

○副市長（樫内成吉）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

今、御指摘いただいております事業用地、特に駅前の方につきましては、駐車場にしたいということで自治会等でもお諮りをさせていただいて検討もさせていただき、ある業者等にも接触をいただいたのですけれども、採算が取れないということで進出がなかなか来ていたのではないところ、駐車場としても頓挫をしています。そのところに何かものを建てるにしても、その周辺の事業者に対しての影響が非常に大きいというようなところがありまして、なかなか土地活用が非常に難しいというところで、今非常に検討をしておりますけれども、苦慮をしておるといのが現状でございます。

ただ言われているように、そのまま置いておきますと簿価が上がっていくという、非常に懸念もされておりますし、国始め県からも有効に利用することとも言われておりますので、……しかしながらなかなかこの有効として企業が、決定打が出ないというのが今の現状でございます。しかしかにかにしてこれを有効にしていくかということ、南北道の関係の整備等にも関わってくるわけですから、しっかりとまた検討を重ねさせていただきたい、そういう現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）私もこんな前からどうしてるかなと思っておったんやけども、今までは言わなかったけどもね、これだけの金かさといのか、要するに借金、市の台帳から借りてしとんのやけれども、今までは五十億円からあったけども、減ってきておるけども。こんなに財

政難やと言うときには、別段売れるのか売れへんのか、売ると言うことは将来的には南北道ということもあるさかいに、持つとらなあかんと思うけども、この土地は。しかと駐車場に使えんとか、今、副市長駐車場で当たっても採算取れないとか何とか言うけどな。そない採算取れんだけあって、利息払っているんやったら、利息分だけでも仮に貸して、もらって、今度市が何かするときはすぐ返してくれという契約にしておいたら、例え何ぼか利息分でも上げるような方法をな、考えたらええん違うん。売って家を建てるとかやったら今のところ具合悪いと思うけれども。駐車場に貸すとか資材置き場とか、物を置くとかぐらいやたらすぐに何とかならんやさかい。こんなんで金儲けができたらいいけれども、そない金儲けするということを考えらんでも、例え利息分ぐらいね、稼ぐようなことを考えらなやで、あの辺は五條の一等地とせなしゃないがな。一応は。そなん借りっ放しで簿価ばかり上がってきてね。何か考えらなあかんで、これ。財政難やっていうときに。どない考えても利用度のない場所もあるんか知らん。岡口のやつは恐らく庁舎建替えの道を付けるのに、これは市の普通財産にして市道になっていくんやろけれども、これは減っていくやろと思うけども、この部分は。ほかの土地、もつと考えなあかんの違うの。

これ北山の公共用地として五億六千万円、どこら辺にあるのか知らんけど、これはどこにあるんで、北山地区公共用地って、みどり園の横かな。（「上」の声あり）みどり園の上の谷、というか上の山、五億六千三百万……、八六、七一九ということは八ヘクターか。八ヘクターで五億六千万円になつとんの。あこ。ほおつ。

もう一つ、この当期増加高でゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロになっておるのは、どういう意味ですんで。最初の今井島台公共団地やったらグラウンド八万二千円というのは、これは何が…、利息が乗ってきとん違いますの。

○議長（吉田 正） 上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（上田幸則） 十一番益田議員の御質問にお答えさせていただきます。

当期増加高の金額の数値ですが、利息ではございませんで、維持管理経費等でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） ゼロということは維持管理費が要らんとという意味ですんけ。ゼロの場合は……そういう解釈ですな、仮に北山地区工業用地やったら、もう山で放つてあるさかいに手入れも何もせえへん、ほつたらかしやから維持管理が要らないという解釈でよろしいんやな。なるほど。

そしたら利息はどこに載ってますんで。

○議長（吉田 正） 上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（上田幸則） 十一番益田議員の御質問にお答えさせていただきます。

五條市の基金からお借りしております利息につきましては、利子補給ということで、市からのバックということがありまして、簿価上昇の抑制ということで利子補給をいただいておりますので、差し引きゼロということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 簿価の抑制ということで、今利子補給を一般財源からしてもらって、簿価は上がっていかないと、公社の土地は。そういうシステムやな、それやったら。はい分かりました。

○議長（吉田 正） 質疑を終わります。

以上で報第四号の報告を終わります。

○議長（吉田 正） 次に日程第三、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 報第五号 平成二十八年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について。

○議長（吉田 正） 報告を求めます。泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔一般財団法人大塔ふる里センター常務理事 泉谷進治登壇〕

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第五号、平成二十八年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告につきまして、地方自治法第二百四十三条の三、第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の資料を御覧ください。

当財団の平成二十八年度につきましては、主に職員八名と調理師二名、ほかパート職員を雇用し、施設及び事業の運営を行いました。

平成二十八年度においても昨年に引き続き、大塔町の豊かな自然をお客様に楽しんでいただけるよう、各施設とも営業を行いました。またジビエール五條のジビエ肉やジビエカレーの販売やジビエ肉を使用した食事の提供を行い、新たな五條市の魅力の発信を行ってまいりました。道の駅レストランにて営業を行っている、帝塚山大学テヅカフェもよいPRとなっております。

平成二十八年四月に発生した西吉野町西野地内における崩土、五月の大塔町小代地内での崩土により国道が通行止めとなり利用客数が減少となりましたが、迂回路への案内看板の設置などを行うなどの対応を取るとともに、各施設とも経費の節減に努めてまいりました。

また、冬季には数年来の大雪に影響による集客減もあり厳しい一年となりました。

全ての事業収入につきましては一億四千七百八十八万七千三百六十二円となりました。

支出にしましては一億四千六百七十四万八千四百七十五円となり、当期収支は百十三万八千八百八十七円の黒字決算となりました。来期につきましては、各自治体及び各種団体への営業のほか、他団体との連携も深め、収益を上げるよう努力してまいります。

それでは、平成二十八年度決算について御説明申し上げますので、別冊の平成二十八年度決算書・事業報告書を御覧願いたいと存じます。

二ページから四ページを御覧ください。

平成二十八年度における一般財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支決算でございます。

当期収入額は一億四千七百八十八万七千三百六十二円で、前年度に比べ一千四十五万七千六百四十二円の減となっております。

減収の要因としては、先ほど申し上げました二箇所（国道一六八号の崩土による通行止めと冬季の積雪等）が考えられます。

また当期支出額は一億四千六百七十四万八千四百七十五円となり昨年度に比べ九百七十三万七千三百九十一円の減となっております。当期収支は百十三万八千八百八十七円の黒字決算となりました。

五ページと六ページを御覧ください。

ふれあい交流館、ロジジ星のくに、道の駅、大塔郷土館の正味財産増減計算書となっております。

「ふれあい交流館」については、入浴料やレストランでの飲食代、売店での売り上げなどで四千八百五十三万三千五百七十五円の収入に対し、職員三名の人件費や燃料代、光熱水費、原材料代などで四千七百四十七万一千七百七十一円の支出となり、差引収支は百六万一千八百四十四円の黒字となりました。

「ロジ星のくに」については、宿泊料などによる四千三百六十七万二千六百円の収入に対し、職員四名の人件費や燃料代、光熱水費、原材料代などでの四千二百五十八万六千二百十四円の支出となり、差引収支は八百八万六千三百八十六円の黒字となりました。

「道の駅」につきましては、売店での売り上げ等により三千五百五十五万三千五百四十一円の収入に対し、職員二名の人件費や商品の仕入れ代などで三千四百七十九万九千五百四十八円の支出となり、差引収支は七十五万三千九百九十三円の黒字となりました。

「大塔郷土館」につきましては、食事代などで一千三十二万九千二百九十九円の収入に対し、支出はパート代や材料の仕入れ代などで一千四百五十八万三千三百六十二円となり、差引収支は十二万九千三百三十三円の赤字となりました。

続きまして七ページ、八ページを御覧ください。

「デイサービス等の福祉事業、赤谷オートキャンプ場、大塔水車小屋、事務局費に当たります法人会計の正味財産増減計算書になります。

「福祉事業」はデイサービスの本人負担金や介護保険金などで百五十六万四千百十円の収入に対し、看護師や介護福祉士の賃金などで二百八十三万九千二百十六円の支出となり、差引収支が百二十七万五千百六円の赤字となりました。

「赤谷オートキャンプ場」は砂防工事等が進められておりますが、再開には至っておりません。

「大塔水車施設」については十二万円の収入に対し六万三千九百三十二円の支出となり、差引収支は五万六千六十八円の黒字となりました。事務局費に当たります「法人会計」につきましては、八百一十一万四千五百七円の収入に対し職員一名の人件費などで八百五十二万九千四百三十二円の支出となり、差引収支は四十一万四千九百二十五円の赤字となりました。

十一ページから十三ページまでの施設ごとの貸借対照表内訳表、十四ページと十五ページの平成二十八年度一般財団法人大塔ふる里センター事業報告につきましては、説明を省略させていただきますので、御清覧いただきたいと存じます。

平成二十九年度におきましても、利用客の増加、各施設の経費の削減、大塔の特産品・ジビエ肉などの販売に一層努めてまいりたいと存じます。

以上で、平成二十八年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業についての報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）三ページの事業収益、前年度と比べてみますと、一千六百四十四万一千四百四十円減少となっておりますわけでございますけれども、

この減少の原因は先ほど支所長がおっしゃってありました道の崩土、通行止めになったり雪が多かったりということでございますけれども、中山間地における自然現象に伴って収益が前年度と比べたら減ると、しかも毎年指定管理料四千万余りのお金を市から投入しておるわけでございます。その中で自然現象を相手にしての収益が下がるということは、それは予測できないかも知れないけれども、やはりその辺は工夫していかなくてはならない、いつまで経っても補填をしていかないとこの営業ができない、ずっとこれが合併以来続いているわけでございます。その辺の今後の展望と、これから市から独立して本当はやっていっていただいで収益を上げていくというのが一番いい形であると思うのですけれども、補填なしでやっていくのは大変厳しいかも知れませんが、その辺の方針というのはございますのかな。

○議長（吉田 正）泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

職員一同、一生懸命頑張つてアイデアも出しておるんですけども、なかなか根本的にその人口増とかの具体策といえますか、そこまではまだ至っておりませんけれども、まずこの大塔町の施設に対しましては、大塔町観光施設、唯一の施設でございます。そして防災関係におきましても、避難場所となっております。とにかく集客に一生懸命努めまして、この施設を維持して頑張りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）頑張るといふ気持ちは分かるんですけども、気持ちは分かるんですけども根本的な部分を変えていかないといつまで経つてもこういう事業に補填していかなくてはならないという、だからその根本的な部分をしっかりと見つけて取り組んでいかないと、本当に大塔のこの施設というのは大事なのはよく分かります。よく分かるのですけれども、その辺活性化も含めてどうやっていったらいいのかを根本的に見直さなければだめだと思ふんですけども、その辺の計画があるかないのかというのを聞かせてください。

○議長（吉田 正）泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（泉谷進治）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

今、企画政策課の方でもそういう包括的な事業展開を計画しているようなところもございます。そこでもそれに向かってそれが果たして大塔に見合うかどうかも今のところ分かりませんが、五條市のそういう一つの企業ですか、そういうのを一緒に大塔も含めてというような形でやればと、今現在は模索中でございます、はつきり言いません。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今模索中ということですね。現状はね。ただ道の駅に関してはテヅカフェ等いろんな仕込みをやっていたいておりますけれども、根本的な部分が何も変わらない以上、表面的な部分を変えても何もならない。特にこのロッジ、そしてふれあい交流館の在り方というものをもう一遍根本から考え直して取り組んでいかないと、本当に火が消えてしまう恐れがある。ですので、早いうちに手を付けていただきたいと思しますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

以上で報第五号の報告を終わります。

○議長（吉田 正）次に日程第四、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第六号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十八年度五條市一般会計補正予算（第六号））。

○議長（吉田 正）報告を求めます。和田総務部長。

〔総務部長 和田剛明登壇〕

○総務部長（和田剛明）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第六号、専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十八年度五條市一般会計補正予算（第六号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、去る平成二十九年三月八日（水曜日）未明に発生した崩土による市道川股線、これは西吉野町地内でございますが、災害復旧について、住民生活への影響などを勘案し、早急な対応が必要なため、歳入歳出及び繰越明許費の補正を行ったものでございまして、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十九年三月二十九日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十八年度五條市一般会計補正予算書（第六号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

当該補正でございますが、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ一千五百万円を追加したもので、これによる予算額は、歳入歳出ともに二百二十億九千七百四十三万九千円となっております。

続きまして、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、一道路路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費の一千五百万円でございますが、道路災害復旧工費の追加でございます。崩土の撤去等、市道川股線の（応急）復旧工事に要する経費を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十款地方交付税において一千五百万円を追加し、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、追加事業について御説明申し上げます。

五款農林業費、二項林業費、美しい森林基盤整備交付金事業の三百四十四万円でございますが、平成二十八年度で未執行となった事業費について、県等との協議の結果、平成二十九年度へ繰り越すこととなり、平成二十九年三月二十七日付けで農林水産大臣に対して繰越申請を行ったため、平成二十九年三月二十九日付けをもって専決処分としたものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十九年十二月末を予定いたしております。

次に、同項、林道維持補修事業の三百四十万円でございますが、同市道先で実施いたしております林道川股天辻線維持補修事業について、今般の崩土発生により工費用資機材の搬入が困難となったことから、年度内の完了が見込めないため、翌年度へ繰り越したものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十九年七月三十一日を予定いたしております。

続きまして、変更事業について御説明申し上げます。

十款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、道路災害復旧事業でございますが、事業期間の確保のため、今般の補正額を追加し、変更額を二百三十万円とした上、翌年度へ繰り越したものでございます。

なお、当該追加事業につきましては、平成二十九年六月未完了を予定いたしております。  
以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田 正）次に日程第五、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第七号 平成二十八年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（吉田 正）報告を求めます。和田総務部長。

〔総務部長 和田剛明登壇〕

○総務部長（和田剛明）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第七号、平成二十八年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の五ページより御覧をいただきたいと存じます。

本案は平成二十八年度一般会計予算における繰越明許費確定額でございます全十九事業、十三億六千七百七十五万二千八百三十七円について地方自治法施行令第四百六十六条第二項の規定により報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の六ページから七ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは繰越限度額と同確定額に差異のある主な事業について御説明を申し上げます。

初めに六ページの三行目でございますが、三款民生費、一項社会福祉費、臨時福祉給付金事業につきましては、国、これは労働省でございますが、通知に従い、当該給付金事業費補助金の一部について平成二十九年当初予算に計上したことから、繰越限度額一億四千五百八十七万一千円に対し、同確定額を一億二千百十五万五千三百五十七円といたしております。

次に四行目でございますが、四款衛生費、二項清掃費、やまと広域環境衛生事務組合負担金につきましては、建設工事の遅延による試験運転期間の短縮により所要の事業費が予算額を下回ったことなどから繰越限度額九億三百六十二万七千円に対し、同確定額を八億七千三百四十八万六千円といたしております。

次に九行目でございますが、七款土木費、二項道路橋梁費、道路改良事業につきましては、入札結果に伴い所要の事業費が予算額を下回ったことなどから繰越限度額九千三百八十万円に対し、同確定額を九千四十九万六千六百円といたしております。

次に十行目でございますが、同項橋梁維持修繕事業につきましては、入札結果に伴い所要の事業費が予算額を下回ったことなどから繰越限度額一千三百万円に対し、同確定額を一千五十万円でいたしております。

次に七ページの一行目でございますが、同款三項河川費、河川維持修繕事業につきましては入札結果に伴い所要の事業費が予算額を下回ったことなどから繰越限度額一千六百七十万円に対し同確定額を一千五百八十万円といたしております。

繰越限度額と同確定額に差異を生じた主な事業は以上でございます。

なお、いずれの事業につきましても早期完了に向けて今後取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）今報告された六ページから七ページにかけて土木費の道路橋梁費かな、この四項目、これだけでも繰越せなあかんかった理由、あれほど以前から繰越を減らしていくというような工夫、努力をしていただけると言うことを言っていたいておるんですけども、主な理由だけでも担当部署からお知らせいただけますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）三番牧野議員の御質問にお答えします。

繰越理由につきましては、事務事業等の不測の日数を要したためとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）そないしつこく聞くつもりはなかったんやけど…、まず道路維持修繕事業、これどこどここの分が事務事業の遅れが起きたのか教えていただけますか、それやったら。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）三番牧野議員の御質問にお答えします。

道路維持修繕事業につきましては路線名ですが、車谷市塚線の地質調査費、金剛線の工事請負費、本町二号線の工事請負費、野原西四号線の工事請負費となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）大きく今、四つの路線をおっしゃっていたいたのですね。四つが四つとも事務事業の遅れですか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）三番牧野議員の御質問にお答えします。

四箇所全て事務事業に不測の日数が掛かったためでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）特にね、なんで土木費のところをお尋ねさせてもらったかと言ったら、今聞いているところはね、道路の維持修繕費ですやろ。これは大なり小なり市民の方が通行されるその道路に何がしかの支障があるさかいに維持修繕費という予算を、市民の皆さんのために必要であるということで予算計上してあったはずなんですよ。要らんもんこんな予算に挙げてえへんからね。それが単なる事務事業の遅れで繰り越さなかんということは、そこを通行される市民の皆さんにそれだけ行政サービスが遅れていると、だから私、今までも幾度となく繰越に関しては少なくしていたできるように創意工夫していただけるようお願いしてきた。なんでこれを繰越せなかんのか、もちろん担当部署の人員の不足とかいろいろなこともあるであろうと、そういうことも根本的に解決していかないかんの違うかというお話も過去にさせてもらったと思います。どういうふうにすればこの繰越を減らせるかということは、全庁的に考えていただきたいというお話も、私だけではなくてほかの議員さんからもいろんなアイデア・意見が出ているはずですよ。にもかかわらず、まだこういうふうな遅れ、繰越されてね、単に事務事業の遅れですよ。

今後どのような工夫をされるのか教えていただけますか、事務事業の遅れが起きないような。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）三番牧野議員の御質問にお答えします。

今議員がおっしゃられたとおり市民の生活に大変影響があるところと痛感しております。

計画的に発注できるよう管理シートなどを使い、できるだけ早い時期の発注を目指していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）その管理シートというやつかって、去年も一昨年も理事の方からそういう答弁もらっているのと違うのかな。今回も答弁くられてはります、どうですか理事。

○議長（吉田 正）山田理事。

○理事（山田和宏）三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

繰越明許費の縮減につきましては、これまでも御指摘をいただいております。それを縮小すべく私の方で進捗管理について

の制度を立ち上げてきたところでございます。なかなか…、現実こういった繰越があるということについては生きにいていないという状況の表れかと思っております。

さらに仕組みの精度を上げまして、繰越縮減に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）その管理シートね、なんぼええものをこさえても実際それを実行できる職員さん、担当のね、そういう職員さんがそういう配置、または人員の確保ができていないからできないん違いますか。なんぼ管理シートにチェックを入れておってもね、できへんもんはできへんやん。もつと根本的なことを考えなあかんの違いますかということ言っているんです。

今後、こういう繰越が無意味、無意味という言い方はおかしいかもわからんけれども、安易にこういう繰越が単なる事務事業の遅延というようなことが理由としてほしくないと思しますので、今後より一層工夫を凝らしてください。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）同じく七款、二項道路橋梁費、橋梁維持修繕事業でございます。一千三百万円が入札して一千五十万円になったという今説明がございましたけれども、この一千三百万円であったということは設計金額であったのか、何であったのか、予算金額であったのか、その辺ちよつと教えていただけますか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

予算額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる入札の設計金額が一千三百万円であったということですね、そして最終落札されたのが一千五十万円、いわゆる二百五十万円が設計金額より安くなったということですか。……それでええの。普通、二百五十万円も切ってますよ、落札しないと思うで。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）山口議員の御質問にお答えします。

予算額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）予算額やけれども、入札の執行の金額が一千五十万円やけれども、その入札の設計金額ってというのは何ぼえ。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

ただいま手元に資料がございませんので、後日報告させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）（議場に声あり）なんで私そんなことを言うかと思ったら、入札の設計金額が一千三百万円で、一千五十万円が入札したら、

低価格入札にかかる恐れあるやん。二百五十万円も切って仕事をきちっとできるのかなという心配から聞かせてもらっているだけであって、

その辺、資料ございませんって、ここに議題で上がっている以上は全て部長の手元にあらなあかん話ですがな。資料ございませんって、そう

でっかって、言えるけ……。 （議場に声あり）

○議長（吉田 正）意見調整のため暫時休憩いたします。

午後五時二十九分休憩に入る

午後六時十五分再開

○議長（吉田 正）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭的確にお願いいたします。

先ほどの九番山口議員の質問に対する答弁を求めます。平田都市整備部長。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）初めに、議会の貴重な時間を止めてしましまして、どうもすみませんでした。

それと、先ほど三番牧野議員への答弁の中で、一部訂正を入れさせていただきたいと思えます。

道路維持費の中の車谷市塚線の調査につきまして、この内容が地質調査と設計の複合で一つの設計書を作っております。現在ボーリング調査がほぼ終わりこれから解析と設計をするということで調査期間が必要ということでの繰越理由でありました。改めて訂正させていただきます。

どうもすみませんでした。

続きまして、九番山口議員の御質問にお答えします。

設計額は一千八百七万九千二百円となり、請負費が一千四百六万九千六百円、現年度で四百万円の前払いをしています。当初一千八百万円の設計でしたので、繰越額を一千七百万円と決定し、前払いとして四百万円の残り一千三百万円を明許費として送らせていただいています。以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それでよく分かりました。分かったのですけれども、ここの議案書にあがっている以上は、その答弁をされる方はしっかりと、答弁を返せるように資料ぐらい手元に置いておかなだめですよ。その辺の基本的な部分が欠落しているように思えます。朝から答弁に対してもゼロ一つ間違えたりするのは、その辺しつかり対応していただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

以上で報第七号の報告を終わります。

○議長（吉田 正）次に日程第六、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第八号 平成二十八年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（吉田 正）報告を求めます。平田都市整備部長。

〔都市整備部長 平田耕一登壇〕

○都市整備部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第八号、平成二十八年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の八ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は平成二十八年度下水道事業特別会計における繰越明許費確定額について地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定により報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の九ページを御覧いただきたいと存じます。

一款下水道費、一項下水道費、流域関連公共下水道事業でございますが、岡ロ一丁目及び今井一丁目地内において実施する測量調査業務及び水道管等移設補償費並びに小和田汚水幹線一工区、野原西四丁目地内J A野原支店前から辯天宗付近の工事費でございます。繰越確定額は限度額と同額の一億六百七十二万円といたしております。

なお、小和田汚水幹線一工区につきましては、本年四月に完了いたしておりますとともに、残事業につきましては早期完了に向けて取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第八号の報告を終わります。

○議長（吉田 正）次に日程第七、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第九号 平成二十八年度五條市墓地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（吉田 正）報告を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました報第九号、平成二十八年度五條市墓地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、平成二十八年十二月定例会におきまして、平成二十九年度へ繰越をいたします限度額を御議決いただきました五條市墓地事業につきまして、繰越額確定の御報告でございます。

それでは、議案書十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、一款、一項新市宮墓地建設事業の業務委託で、翌年度繰越額は一千九百七十万円でございます。

内容につきましては、測量、地質調査、基本計画策定業務委託のための委託料とその財源内訳は一般財源でございます。

なお、委託業務につきましては、平成二十九年三月二十七日付けで契約を締結しており、工期は平成二十九年八月末を予定しております。以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第九号の報告を終わります。

○議長（吉田 正）次に日程第八、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第十号 平成二十八年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（吉田 正）報告を求めます。松本水道局長。

〔水道局長 松本武士登壇〕

○水道局長（松本武士）ただいま上程いただきました報第十号、平成二十八年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十二ページから十三ページを御覧願います。

本繰越計算書は、一款資本的支出、一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

下水道整備事業関連移設工事事業の予算計上額四千三百九十九千円のうち、七百八十三万円を翌年度に繰り越したものでございます。

繰越理由といたしましては、新庁舎建設予定地付近の下水道工事着工に先立ち、上水道の仮設工事を事前に完了する必要があることから、三月末の着手予定で発注を行ったため、繰越となりました。

財源につきましては、負担金と損益勘定留保資金を充てております。

なお、仮設工事は、本年七月七日にしゅん工する予定であります。

次に、北山配水池水槽改良工事業で、予算計上額一千五百万円のうち、一千三百六十三万七千六百六十円を翌年度に繰り越したものでございます。

この工事の繰越理由は、納入するステンレス水槽の製作に不測の日数を要したため、繰越となりました。

財源につきましては、損益勘定留保資金を充てております。

なお、この工事は五月十二日にしゅん工しております。

次に、設計業務委託事業で、予算計上額一千五百九十五万七千円のうち七百五十六万円を翌年度に繰り越したものでございます。

委託業務の繰越理由は、今井町JＲ軌道敷地内での漏水対応で、JＲ西日本との協議により六月仮設工事着手の見通しが着いたことにより、急ぎよ実施設計を要することとなり、二十八年三月の委託発注により、繰越となりました。

財源につきましては、損益勘定留保資金を充てております。

この委託業務につきましては、六月末に完了する予定であります。  
以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第十号の報告を終わります。

○議長（吉田 正）次に日程第九、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第十一号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）。

○議長（吉田 正）報告を求めます。和田総務部長。

〔総務部長 和田剛明登壇〕

○総務部長（和田剛明）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十一号、専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は地方税法等の一部を改正する法律等が平成二十九年三月三十一日付けで公布されたことに伴い、平成二十九年度における本市の市税の課税に急を要したことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十九年三月三十一日付けをもって専決処分としたため同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し併せて承認を求めるところでございます。

恐れ入りますが、議案書十六ページから十七ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに五條市税条例の一部改正により御説明を申し上げます。

まず第三十三条第四項では特例配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して市長が課税方式を決定できることを明確化いたしております。

次に同条第六項では、特定株式等譲渡所得に係る所得について、同じく提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して市長が課税方式を決定できることを明確化いたしております。

次に第三十四条の九、第一項では第三十三条の改正に係る規定の整備をいたしております。

次に第四十八条第一項並びに第五十条第一項では法人市民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備をいたしております。恐れ入りますが、議案書十八ページから十九ページを御覧いただきたいと存じます。

次に第六十一条第八項では震災等により滅失した償却資産に変わる償却資産に対する固定資産税について最初の四年間の課税標準を二分の一にする特例措置を設けております。

次に第六十一条の二では固定資産税に関するわがまち特例の割合を定める規定の整備を行うものでございまして、家庭内放棄事業等に供する家屋償却及び償却資産についての軽減措置について規定をいたしております。

なお、わがまち特例とは税制改正により地方税の特例措置について国が一律に定めていた内容を地方自治体の判断により条例のように決定できるとされたものでございます。

次に第六十三条の二では居住用超高層建築物に係る固定資産税の補正方法の申し出について規定をいたしております。また同条の三では被災被害地域復興特別措置法第五条の規定にもとづく被災市街地復興推進地域に定められた場合、当該震災発生後四年度分に限って所有者の申出に基づき従前の供用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにすることについて、規定をいたしております。

次に、第七十四条の二第一項では被災被害地復興推進地域における被災住宅用地を住宅用地としてみなす特例期間を現行の二年から四年に延長することについて規定をいたしております。

次に附則第五条第一項では、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備を行うものでございます。

次に附則第八条第一項では、肉用牛の売却に伴う事業所得に係る課税の特例について三年間延長することについて規定をいたしております。

次に附則第十条では法改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書二十ページから二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

次に附則第十条の三では、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額に関する申告書について規定をいたしております。

恐れ入りますが、議案書二十二ページから二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

次に附則第十六条では、軽自動車税のグリーン化特例の見直しについて規定をいたしております。

次に附則第十六条の二では、軽自動車税の賦課徴収の特例について規定をいたしております。

恐れ入りますが、議案書二十四ページから二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

次に附則第十六条の三第二項では特例配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情に関して市長が課税方式を決定できることを明確化いたしております。

次に附則第十七条の二では優良住宅造成のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限の延長について規定をいたしております。

次に附則第二十条の二第四項では、特例適用配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項等に関して市長が課税方式を決定できることを明確化いたしております。

次に附則第二十条の三第四項では条例適用配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して市長が課税方式を決定できることを明確化いたしております。

続きまして、五條市都市計画税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十六ページから二十七ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、附則第三項では条例の構成に伴う改正でございます。

次に、附則第四項並びに第五項では、わがまち特例の割合を定めるものでございます。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

議案書二十八ページから三十二ページでございます。

まず第一条では施行期日について定めてございます。

次に第二条では市民税について、また第三条では固定資産税について、さらに第四条については軽自動車税についてそれぞれ経過措置を定めております。

次に第五条及び第六条では五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について定めております。

次に第七条では都市計画税に係る経過措置について定めております。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）たくさんの条例でございまして、専決された理由でございすけれども、これだけの条例、三月議会に上程することができなかったのか。またこれを急に専決して四月一日から執行されておるといふ中で、市民に対しての周知はどのようなになされたのか。教えていただけますか。

○議長（吉田 正）和田総務部長。

○総務部長（和田剛明）ただいまの山口議員の御質問に答え申し上げます。

まず条例改正の時期でございすけれども、地方税法等の一部を改正する法律が平成二十九年三月三十一日付けで公布されたということに伴いまして、三月議会に上程することが叶わなかったというような事情がございす。

それからこれは地方税法の上位法が改正されたということとございすので、これはやはり即座に条例に反映しなければいけないというような事情もございまして、専決処分とさせていただきますとございす。

それと住民の皆さん方に関する周知でございすけれども、条例の改正につきましては、本市の例規集をもって市民の皆様方、ホームページ等で御覧をいただくというようなことでございす。本来でしたならば、この条例改正の個別の詳しい概略等をホームページにアップするというのも一つの方法かと思ひますけれども、現在そういうような状況に至っておりません。

今後、こういう条例改正のことにつきまして、市民の皆さん方にお分かりをいただけるような工夫をこらしながら周知活動、広報活動に努めてまいりたいと考えてございす。

以上でございます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田 正）次に日程第十、報第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第十二号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）。

○議長（吉田 正）報告を求めます。竹本すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 竹本勝治登壇〕

○すこやか市民部長（竹本勝治）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十二号、専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十三ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成二十九年二月二十二日に公布され、同年四月一日から施行されるに伴い、平成二十九年度の国民健康保険税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十九

年三月三十一日に専決処分を行いましたので、本議会におきまして報告し、承認を求めらるるものでございます。

条例改正の内容につきましては、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、軽減判定所得を引き上げる改正であります。それでは、改正条例の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十五ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市国民健康保険条例第二十一条第二号におきましては、低所得者の保険税の均等割、及び世帯割に係る五割軽減は、「二十六万五千円」を「二十七万円」に、また、同条第三号における二割軽減は、「四十八万円」を「四十九万円」にそれぞれの軽減判定所得を引き上げるよう改正を行うものであります。

附則につきましては、第一条で施行期日を、第二条で適用区分を定めております。

以上、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田 正）次に日程第十一、報第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 報第十三号 専決処分報告、承認を求めることについて（五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）。

○議長（吉田 正） 報告を求めます。山本危機管理監。

〔危機管理監 山本修二登壇〕

○危機管理監（山本修二） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十三号、専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十六ページから御覧いただきたく存じます。

本条例の改正理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成二十九年三月二十九日に公布され、同年四月一日から施行されたことに伴い、五條市消防団員等公務災害補償条例において、損害補償の額等の改定に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十九年三月三十一日に専決処分を行いましたので、本議会におきまして報告し、承認を求めるものであります。

議案書三十八ページ、三十九ページを御覧いただきたく存じます。

改正内容といたしましては、条例で引用しております非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴いまして、損害補償の加算額等を改正するものであります。

附則につきましては、施行期日及び経過措置を定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田 正）次に日程第十二、議第二十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第二十九号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。辻田市長公室長。

〔市長公室長 辻田祥友登壇〕

○市長公室長（辻田祥友）失礼します。

ただいま上程されました議第二十九号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書四十ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、職員の育児休業等に関する人事院規則の一部が改正されたことに準じ、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正する内容につきまして、説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十一ページを御覧願います。

内容でございますが、第二条の二では、児童福祉法の改正により引用条文を改めるものと、「里親であって、養子縁組によって養親になることを希望している者」を「養子縁組里親」に改めるものであります。

第三条第六号及び第四条並びに第十一条第七号では、それぞれに規定されている要件に、「保育所等における保育の利用を希望し、申込み

を行つてゐるが、当面その実施が行われないこと」を加えるものであります。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議第二十九号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に日程第十三、議第三十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口愼一）議第三十号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。辻田市長公室長。

〔市長公室長 辻田祥友登壇〕

○市長公室長（辻田祥友）失礼いたします。

ただいま上程されました議第三十号、職員の退職手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十二ページを御覧願います。

この条例の改正理由につきましては、雇用保険法の改正により失業等給付が見直しされたことに伴い、所要の改正を行うものであります。それでは、改正する内容につきまして、説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十三ページを御覧願います。

内容でございますが、失業者の退職手当について、雇用保険法における個別延長給付が創設され、本則第十条第十項中の号の追加に伴い「第三号」を「第四号」に、「第二号」を「第三号」に改め、第二号において、雇用情勢が悪い地域に居住している場合、災害により離職した場合等は、給付日数を延長できることとしております。

同条第十一項第五号においては、雇用保険法に規定する移転費に相当する退職手当の支給対象に、地方公共団体若しくは職業紹介事業者等の紹介により就職する者を加えることとしております。

続きまして、四十三ページから四十四ページを御覧願います。

附則の追加で、第十号として、雇用情勢が悪い地域に居住する者の失業者の退職手当の給付日数を延長する措置について、平成三十四年三月三十一日までと定めております。

四十四ページから四十五ページを御覧願います。

なお、附則につきましては、施行期日として第一条でこの条例は公布の日から施行することとし、第十条第十一項第五号の改正規定及び附則第三条の規定については平成三十年一月一日から施行することとしております。

経過措置として、第二条では施行日以後に支給が終了した失業者の退職手当について適用することとし、第三条では移転費の支給対象は平成三十年一月一日以後に就職した者について適用することとしております。

以上、議第三十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に日程第十四、議第三十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三十一号 五條市立学校設置条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第三十一号、五條市立学校設置条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書四十六ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正は、現在休校となっている五條市立大深小学校及び五條市立大塔小学校、五條市立大塔中学校を廃止しようとするものでございます。

その理由といたしましては、五條市立大深小学校では休校した平成十五年当時から校区内の児童数が増えておらず、今後も増える見込みが立たないことから廃止をするものでございます。

また、平成二十六年四月一日から休校となっている五條市立大塔小学校、五條市立大塔中学校につきましては、校区内の児童・生徒数が今後増える見込みが立たないことに加え、施設を有効活用して地域の活性化につなげるためでございます。

お手元の議案書四十七ページ、四十八ページを御覧いただきたいと存じます。

改正条例の内容といたしましては、第三条の表中「五條市立大深小学校」と「五條市立大塔小学校」を、第四条の表中「五條市立大塔中学校」を削除するものです。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を教育委員会規則で定める日としております。

以上で議第三十一号の提案理由の説明を終らせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）廃校になっているところですので、大深については木造やっただけと思うのですが、これもかなり古いと、大塔の小・中学校についての跡地利用についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

大塔小・中学校につきましては、滞在・移住、新たな事業の受け入れ拠点として活用していく考えてございます。

これまでは用途の関係から学校法人を中心に直接交渉してまいりましたが、使用の意思を示すところはございませんでした。よって今回の用途廃止により様々な利活用を想定することができるため、文部科学省ホームページ上での全国への公募等を行う予定であるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田 正）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に日程第十五、議第三十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三十二号 五條市墓地条例の一部改正について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第三十二号、五條市墓地条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十九ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の一部改正につきましては、「五條市岡町二三三番地、二三六番地」に位置する五條市墓地の地番が、地籍調査によりまして「五條市岡町二二〇番地の一」に改めるものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に日程第十六、議第三十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三十三号 五條市教職員住宅条例の廃止について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第三十三号、五條市教職員住宅条例の廃止につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書五十一ページから五十二ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例の廃止は、五條市立大塔小・中学校に勤務する教職員用の住宅として設置されております五條市教職員住宅を用途廃止するため、本条例を廃止するものでございます。

廃止の理由といたしましては、五條市教職員住宅は、五條市立大塔小・中学校の休校に伴い、学校と同様、平成二十六年四月一日から閉鎖しておりますが、このたびの五條市立大塔小・中学校の廃止に伴い、五條市教職員住宅も不要となるため、その用途を廃止するものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を、教育委員会規則で定める日としております。

以上で議第三十三号の提案理由の説明を終らせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正）次に日程第十七、議第三十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三十四号 平成二十九年五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田 正）提案理由の説明を求めます。和田総務部長。

〔総務部長 和田剛明登壇〕

○総務部長（和田剛明）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十四号、平成二十九年五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十九年五條市一般会計補正予算書（第一号）の一ページより御覧いただきたいと思っております。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては一億五千四百五十三万二千円を追加し、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに百九十二億七千四百五十三万二千円となりますところでございます。

それでは、歳出予算の補正より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、九ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、七目企画費、十九節負担金補助及び交付金の七十万円でございますが、市制施行六十周年に関連し、市民団体の手作りによる「新町通りを舞台とした花嫁行列」を中心とした記念イベント事業費補助金を予算化するものでございまして、公益財団法人地域社会振興財団が所管する平成二十九年五條市長寿社会づくりソフト事業費交付金の採択が得られたため、所要の経費を計上いたしております。

なお、経費の全額を当該交付金として見込んでおります。

次に、同項十目自治振興費、十九節負担金補助及び交付金の二百五十万円でございますが、コミュニティ助成事業助成金を予算化するものでございまして、自治会活動に用いるAEDや照明器具、プロジェクター等の購入について、一般財団法人自治総合センターが所管する一般コミュニティ助成事業助成金の採択が得られたため、所要の経費を計上いたしております。

なお、経費の全額を当該助成金として見込んでおります。

次に、同項十九目新庁舎建設事業費、十三節委託料の一億一千七百四十一万円でございますが、埋蔵文化財本発掘調査委託料を予算化するものでございまして、新庁舎建設予定地において先に実施した埋蔵文化財有無確認調査において遺構が確認されたことから、文化財保護法第

九十四条第一項の規定に基づき、当該調査を実施するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち三千七十五万二千元を県支出金として見込んでおります。

次に、五款農林業費、二項林業費、二目鳥獣対策費、十六節原材料費の二千四百二十八万二千元でございますが、鳥獣害防止対策材料費を追加するものでございまして、イノシシや鹿による鳥獣害から農林産物を保護するため、自治会等において設置する防護柵の購入に要する経費について、本年度の申請額が前年度実績に基づく当初予算額を上回り、現計予算額に不足が生じたため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち一千五百四十七万三千元を県支出金として見込んでおります。

次に、七款土木費、一項土木管理費、一目土木総務費、十三節委託料の八百万円でございますが、土木技術業務補助委託料を追加するものでございまして、予算成立後において退職者が出るなど、技術職員が確保できなくなったことから、円滑な事業推進等のため、民間からの支援に要する経費を計上いたしております。

次に、十ページを御覧いただきたいと思います。

九款教育費、二項幼稚園費、一目幼稚園費、十九節負担金補助及び交付金の百六十四万円でございますが、子どものための教育・保育施設型給付費を追加するものでございまして、新たに市外認定こども園に通園する旨、当該園児の保護者より申請があり、市が負担する給付費の現計予算額に不足が生じたため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち九十九万九千元を国及び県支出金として見込んでおります。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入ります、五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと思います。

歳入予算につきましては、十二款分担金及び負担金において八百八十万九千元を、十四款国庫支出金において五十一万三千元を、十五款県支出金において四千六百七十一万一千円を、十八款繰入金において一千百九十九万九千元を、二十款諸収入において三百二十万円を、二十一款市債において八千三百三十万円をそれぞれ追加いたしました。歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田 正）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）九ページの埋蔵文化財本発掘調査委託料一億一千七百四十一万円ですか、当初、三箇所選んでいる分のときには、この現状のどこでは埋蔵文化財があると、しかし旧の五條高校跡地には埋蔵文化財がないというお話で進んでいたわけで、平成二十九年の二月に文化財の仮調査をした結果、埋蔵文化財が出てきたと。それで今現在、新庁舎の跡地の所有権はどこがお持ちですか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）吉田雅範議員の御質問にお答えします。

奈良県となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）そしてら発掘調査の委託料というのは、持ち主が払ってもらうのが当たり前と違いますんかな。

○議長（吉田 正）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

文化庁次長から通知が出ておまして、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」という文書でございます。都道府県教育委員会宛に出しております。県教育委員会の指導に基づきまして、埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業者等の記録保存のための発掘調査に係る費用の負担を求めているところでございます。今回は市が開発事業者に該当するため、市が費用の負担者となるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）いや部長の言うていただいていることは分かるんですけどもね、しかし記録保存になった場合にはよろしいですけどもね、現状保存になった場合に、あそこに庁舎でけん可能性があると思いませんか。現状保存になった場合、記録保存というのはもう確定しているわけなんですか。

○議長（吉田 正）平田都市整備部長。

○都市整備部長（平田耕一）吉田雅範議員の御質問にお答えします。

私どもの部としましては記録保存を進めていかないと、三十三年三月にしゅん工を迎えることができないというようなスケジュールの事情があり、記録保存を望むものであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）それは私も記録保存の方でいつてもらったら一番有り難いと思いますけれどもね、しかし掘ってみないとどういふものが出てくるのか分からへん。それで現状保存になった場合ね、先先それを…、五條市がまだ買ってないんやよってね、これが現状保存じゃなしに記録保存になった時点で県と結んで所有権を五條市にするということはだけへんのですか。

○議長（吉田 正）八田技監。

○技監（八田 護）吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど教育部長からの答弁にもあったように、埋蔵文化財につきましては、やはり開発者が調査費用を負担するところがありますので、土地所有者にかかわらず要因を作った開発者である五條市、それと集約型庁舎に入る奈良県についても応分の負担をいただいて調査費用を案分するというのが、先ほど文化庁の通知文を教育部長が読み上げられました負担に関する理念、根拠というところになりますので、五條市と奈良県で応分負担をするということが本件に合致しているものであるというふうに考えております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これ技監、何平米かでありますんやね。一〇、〇〇〇平米でしたか。

○議長（吉田 正）八田技監。

○技監（八田 護）吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

調査する範囲は庁舎部分になりますので、庁舎部分とあと道路部分、この部分もプラスアルファで、大体六、四〇〇平米になっております。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら調査要らんの違うのかな。一〇、〇〇〇超えたら発掘調査せんなん違うんかな。未満やから要らんの違います。

○議長（吉田 正） 八田技監。

○技監（八田 護） 吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

事前調査をやるのが一〇、〇〇〇平米以上ということで、事前調査を掘った時点で、本発掘調査が必要という判断になりましたので、その調査費としては必要でございませう。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（吉田 正） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 総務文教常任委員会の方で議論していただけたらと思いますので、私の方からはこれぐらいにしておきたいと思っております。

○議長（吉田 正） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田 正） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十四日から二十日まで休会とし、次回二十一日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後七時十七分散会